

あきる野市教育委員会 8 月定例会会議録

- 1 開催日 平成 28 年 8 月 25 日（木）
- 2 開催時刻 午後 2 時 00 分
- 3 終了時刻 午後 4 時 50 分
- 4 場所 あきる野市役所 5 階 505 会議室
- 5 日程
 - 日程第 1 議案第 14 号 平成 28 年度あきる野市教育委員会所管
予算（第 3 号補正）について
 - 日程第 2 議案第 15 号 平成 28 年度あきる野市教育委員会の権
限に属する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価（平成 27 年度分）報告書
について
 - 日程第 3 議案第 16 号 平成 29 年度使用教科用図書（特別支援
学級教科書）の採択について
 - 日程第 4 議案第 17 号 給食納付金の改定について
 - 日程第 5 議案第 18 号 あきる野市図書館運営規則の一部を改正
する規則
 - 日程第 6 報告事項（1）あきる野市図書館 16 ミリ映画フィルム
等貸出要綱の制定について
 - 日程第 7 報告事項（2）あきる野市図書館障害者サービス実施要
綱の一部改正について
 - 日程第 8 報告事項（3）あきる野市中央公民館における来館者へ
の情報の提供に関する要領の制定につい
て
 - 日程第 9 教育長及び教育委員報告
- 6 出席委員

教 育 長	私 市 豊
教育長職務代理者	山 城 清 邦
委 員	田 野 倉 美 保
委 員	丹 治 充
委 員	宮 田 正 彦

7 欠 席 委 員 なし

8 事務局出席者	教 育 部 長	小 林 賢 司
	指 導 担 当 部 長	肝 付 俊 朗
	生涯学習担当部長	関 谷 学
	教 育 総 務 課 長	宮 田 健一郎
	教育施設担当課長	清 水 保 治
	学 校 給 食 課 長	宮 崎 勝 央
	指 導 担 当 課 長	間 嶋 健
	生涯学習スポーツ課長	細 谷 英 広
	スポーツ・公民館担当課長	吉 岡 賢
	図 書 館 長	松 島 満
	指 導 主 事	梶 井 ひとみ
	指 導 主 事	櫻 井 欣 也

9 事務局欠席者 なし

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

教育長（私市 豊君）

それでは、皆様、こんにちは。先般 8 月 22 日の台風 9 号、9 年ぶりの関東地方への上陸ということで、あきる野市におきましても冠水や土砂崩れ等による被害、各所で起こっております。被害に遭われました方にはお見舞いを申し上げたいというふうに思います。被害の程度、人的被害はございません。また、大きなものではありませんでしたので、安堵をしているところでございます。

それでは、ただいまからあきる野市教育委員会 8 月定例会を開催いたします。

本日は、教育委員全員が出席しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

それでは、議事日程に従って会議を進めたいと思います。

まず、議事録署名委員の指名については、田野倉委員と宮田委員を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第 1 議案第 14 号平成 28 年度あきる野市教育委員会所管予算（第 3 号補正）について上程をいたします。

説明を教育部長にお願いをいたします。

教育部長。

教育部長（小林賢司君）

それでは、説明をさせていただきます。

議案第 14 号平成 28 年度あきる野市教育委員会所管予算（第 3 号補正）について。上記の議案を提出する。平成 28 年 8 月 25 日。提出者、あきる野市教育委員会教育長、私市豊。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、平成 28 年度あきる野市教育委員会所管予算（第 3 号補正）について、委員会の意見を求めるものでございます。

学校教育関係は私から、生涯学習関係につきましては関谷部長から説明をさせていただきます。

1 枚めくっていただきまして、歳入の補正でございます。14 国庫支出金、02 国庫補助金、05 教育費国庫補助金の 233 万 2,000 円につきましては、教育総務課におけるへき地児童生徒援助費等補助金の補正でありまして、当初予算編成後に交付決定をされたものでございます。この補助金につきましては、戸倉、小宮小が五日市小学校へ統合し、平成 27 年度まで東京都の新しい学校づくり重点支援事業補助金を受けておりましたが、補助対象は限定をされますが、それに代わるものとして国庫補助を受けるものでございます。充当先の支出予算につきましては、スクールバスの運行経費、戸倉地区の児童が対象となります遠距離通学補助金等の小規模学校対策事業経費 873 万 3,000 円全てを一般財源として計上しましたが、へき地児童生徒援助費等補助金が該当することが確認をできまして申請をした結果、交付決定がされたものでございます。補助対象につきましては、スクールバスの運行経費のみとなります。支出に変更はございませんが、歳出額 873 万

3,000円の財源の内訳が全て一般財源だったものが国庫補助金233万2,000円、一般財源640万1,000円に変わるものでございます。補助率につきましては、2分の1でございます。

次に、15都支出金、02都補助金、07教育費都補助金の210万円につきましては、指導室における公立学校特別支援教室設置条件整備費補助金の補正でありまして、当初予算編成後に交付決定をされたものでございます。この補助金につきましては、来年度、平成29年度に特別支援教室を設置します東秋留小学校、前田小学校、五日市小学校の3校の特別支援教室の設置に伴う補助金でございます。1校当たり70万ということで、補助率は10分の10となっております。

次のページをごらんいただきまして、歳出でございます。10教育費、01教育総務費、03教育指導費の210万円につきましては、指導室における特別支援教育推進事業経費の補正を行うものでございます。この経費の補正につきましては、歳入の中でご説明をしました平成29年度に特別支援教室を設置します東秋留小学校、前田小学校、五日市小学校、3校の特別支援教室設置に伴う簡易工事に要する経費でございます。

次に、同じく03教育指導費の119万6,000円につきましては、指導室における部活動等振興事業経費の補正を行うものでございます。この経費の補正理由につきましては、西中学校の水泳部の関東大会、御堂中学校の陸上部の関東大会への出場に伴う生徒の宿泊費、交通費、車両の借り上げ、大会負担金などの補正を行うものでございます。

次に、02小学校費、01学校管理費の350万円につきましては、教育総務課における小学校維持管理一括経費（施設管理）の補正を行うものでございます。この経費の補正理由につきましては、小学校の施設設備の補修等が当初の見込みを大きく上回っており、今後、突発的に発生する施設設備の破損や故障に対応するため、修繕料として300万円、また学校敷地内の樹木の診断に基づき倒木等の危険性の高い樹木の伐採、剪定を行うための委託料として50万円の補正を行うものでございます。

同じく02小学校費、02教育振興費の20万円につきましては、教育総務課における小学校教育振興経費の補正を行うものでございます。この経費の補正につきましては、毎年となります青梅信用金庫から小中学生を対象とした文化、スポーツ振興のための指定寄附金があったことから、教育振興備品を購入するため小学校分として補正をするものでございます。

次に、同じく02小学校費、04学校整備費の120万円につきましては、教育総務課における小学校整備事業経費の補正を行うものでございます。この経費の補正理由につきましては、多西小学校の高圧気中開閉器の故障に伴う高圧気中開閉器ケーブルの取りかえ工事が生じたため、工事請負費の補正を行うものでございます。

次に、03中学校費、01学校管理費の200万円につきましては、教育総務課における中学校維持管理一括経費（施設管理）の補正を行うものでございます。この経費の補正理由につきましては、小学校と同様に中学校の施設設備の補修等が当初の見込みを大きく上回っており、今後突発的に発生する施設設備の破損や故障に対応するための修繕料の補正を行うものでございます。

最後に、同じく03中学校費、02教育振興費の20万円につきましては、教育総務課

における中学校教育振興経費の補正を行うものでございます。この経費の補正理由につきましては、これも小学校と同様に青梅信用金庫から小中学生を対象とした文化、スポーツの振興のための指定寄附金があったことから、教育振興備品を購入するため中学校分として補正をするものでございます。

学校関係につきましては以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。
生涯学習担当部長（関谷 学君）

では、私のほうから生涯学習関係のご説明をさせていただきます。

10教育費、04社会教育費、01社会教育総務費の15万4,000円につきましては、放課後子ども教室推進事業経費におきます非常勤職員等社会保険料でございます。これは、本年度10月より厚生年金保険、健康保険の適用の拡大に伴いまして、社会保険料の事業者負担分が生じたために予算措置をするものでございます。

続きまして、05図書館費です。35万4,000円につきましては、中央図書館維持管理経費のうちの修繕料でございます。これは、中央図書館の西側にございます歩道が陥没したために、その修繕の費用でございます。

同じく05図書館費の62万3,000円につきましては、五日市図書館運営管理経費の中の設計委託料でございます。これは、書庫内に簡易リフトがございますが、それが故障したために、その改修工事の設計委託のための費用でございます。

よろしくご審議のほどお願いをいたします。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

何か質問などがありますか。

教育長職務代理者。

教育長職務代理者（山城清邦君）

久しぶりに僻地という言葉を見まして、これはあきる野市であっても戸倉、小宮地区は国の考えでいう僻地に該当していたということなのですか。

それと、もう一つ、特別支援教室の整備費の補助なのですけども、東小、五日市小、それから前田小の各70万円かかるということなのですけども、これ具体的にはどういう整備をされるのかなということを教えてください。

それから、10の01、03の指導室、特別支援教室簡易工事というこの210万の中身と。

それから、もう一つ、10の02の04の高圧気中開閉器って、これ何なのかなと。今まで知らない言葉なものですから、教えていただきたい。

以上です。

教育長（私市 豊君）

教育部長。

教育部長（小林賢司君）

まず、僻地という国庫補助金の関係なのですが、通常であれば戸倉、小宮も僻地に該当しないんですが、今回の今まで例えば小宮が3年間東京都の補助事業を受けてスクールバ

スだとか備品の購入とかいろいろしてきたのですが、それがなくなって、28年何とかならないのかなということで職員がいろいろ調べた結果、スクールバスのみ対象になる、うちで言えば。それがたまたま僻地という事業名ということで、今回の補助金につきましては、あくまでも学校が統合して引き続き4キロ以上子供たちが通学するというのが条件になっておりまして、今回は2分の1という補助なのですが、バスの経費が641万5,200円で契約をしまして、その中で4キロ以上の通学者が11人中8人という中で、今回233万2,000円の補助をいただくというようなことで、今回そのバスの経費ということで、たまたま僻地という事業名がついている国庫補助をいただくということになったところでございます。

教育長職務代理者（山城清邦君）

その該当する条件を調べてみたら、あ、うちもそうじゃないかということで、じゃ手挙げておくかと。

教育部長（小林賢司君）

はい。

委員（田野倉美保君）

今後も、この補助金は適用されるのですか。

教育部長（小林賢司君）

はい、そのつもりで申請します。ただ、4キロ以上という限定がありますので、今スクールバス11人乗っているのですが、その中で8人。だんだん減ってきているので、その辺がどうなるか、ちょっと見えない部分があるのですが、申請できるうちは申請をしていくというようなことで考えています。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

特別支援教室についての簡易工事費なのですが、こちらは今普通教室でございますので、それを個別指導するために教室を仕切る等の、今後どのような形がふさわしいかというのはまた特別支援教室検討委員会等で検討していきますが、その中で具体的な個別指導対応、少人数指導対応の仕組みに適した教室にしていくための費用でございます。

教育長職務代理者（山城清邦君）

ということは、これ一応均等に分けてありますけれども、当然でこぼこ出ちゃいますよね。それが返還しなくていい程度にプラスして使って210万は満たすということになって、とりあえず今の段階では70万ずつ用意したよということなのですか。多少でこぼこあっても、それはいいと、総枠で見ていくということですね。

指導担当課長（間嶋 健君）

はい。

教育長（私市 豊君）

教育施設担当課長。

教育施設担当課長（清水保治君）

ご質問をいただきましたのは、多西小学校の高圧気中開閉器のこれが何かというふうな

ご質問だと思うのですが、これにつきましては電力会社のほうからの引き込み点の場所に設置するものです。いわゆる学校の引き込み柱、電柱にある四角いものなのですけども、ものはそういうものなのです。これは、外から入ってくるものと、それから中の配線をそこで区分しております。と申しますのは、高压の電圧で、6,000ボルトのやつが学校入っているのですけども、例えばそこに雷が落ちた場合に、それがないと全部周りのほうに波及してしまうということがあるので、それを防止する装置です。それが今故障しちゃっているということなので、その取りかえをさせていただくという内容でございます。

以上でございます。

教育長職務代理人（山城清邦君）

それで、気中開閉器という。

教育施設担当課長（清水保治君）

そうです。それがそういう機械の名前です。

教育長（私市 豊君）

ほかに。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

歳出のほうの小学校経費の02の教育振興費20万、青梅信用金庫から20万の寄附ということなのですが、これは20万いただいて、各学校のほうで使用されるものなのでしょうか、それともまた細かく一般財源に入れちゃうのか、どういったものなのでしょう。

教育長（私市 豊君）

教育総務課長。

教育総務課長（宮田健一郎君）

こちらの購入費につきましては、小中学校それぞれに寄附をいただいておりますので、学校のほうに希望を聞きまして、優先順位等もございませうけれども、学校の希望に応じて購入をしていく、そういう予算に使っていきたいと思っております。

委員（丹治 充君）

とりあえず予定の学校があるのですか。

教育総務課長（宮田健一郎君）

こちらのほうにつきましては、毎年いただいておりますので、学校に順番といいますか、今までもらっていない学校というのでしょうか、そちらを優先にして必要な、緊急な対応のものから購入をしていくような方法をとっております。

委員（丹治 充君）

その学校というのはわかりませんか。

教育総務課長（宮田健一郎君）

済みません。順番は控えていないので。

教育部長（小林賢司君）

今回この予算が、これ議会にかけられるのですけど、成立した後に学校に調査をかけて、それから学校を決めることとなります。

委員（丹治 充君）

これからですか。

教育部長（小林賢司君）

ええ。ただ、優先順位があると思いますので、その辺は学校と調整をしていくと。

教育長（私市 豊君）

ほかにございますか。

教育長職務代理者。

教育長職務代理者（山城清邦君）

この僻地の補助金というのは、たまたま見つけたということなののでしょうか。いや、個人的なことかというと、国の補助金というのは埋もれているのが結構あって、人から聞いて、そんなのあったのって調べてみたら、あ、うち該当したとかいうのが民間でもあります。学校関係でもこういう一見すると、これ見ただけじゃ多分手挙げないと思うのですが、でも実際中身としては該当するようなこういうちょこちょこした補助金が結構国の中にはあるのかなと思うのですが、実際そういうものなのですか。国ですから、こういう補助金ありますよ、こういう補助金できましたよって余り宣伝しないでしょうけれど、でも実はうちは該当するのだとかという細々した補助金、そういうのは結構あるものなのですかね。

教育長（私市 豊君）

教育部長。

教育部長（小林賢司君）

今回の件につきましては、当然27年度まで東京都の補助いただいてスクールバスだとか、そういう支出していたのですが、何もなくなって一般財源ということなので、担当者に東京都を通じていろいろ調べろという指示をしたところ、ちょっと時間かかったのですが、こういうのがあったということで、財政当局とも調整しながら、ちょっと時間かかったのは、その僻地という国庫補助の中でスクールバスしか該当にならない、なおかつ自宅から学校まで4キロ以上という、そういうのもありましたので、いろいろ調べていく中で今回のことはわかったので、今回補正に載せたということで、今教育のほうの補助金なんかもランドセルとか、いろいろなものがあるのですが、それもその都度担当者のほうに調べてもらうような形をとっておりますので、できればそういう補助も活用しながらやっていきたいということで、かなり東京都を通じながら調べる部分が多いかとは思っています。

教育長職務代理者（山城清邦君）

国の例えばいわゆる各省庁がありますけども、こういう補助金があるよという、そういうリストというようなのが提示されているのですか。

教育部長（小林賢司君）

都から通知が来るときありますよね。それが本当にうちに該当するかというのは、やはりそれから調べなきゃならない部分があるので、そういう情報提供はあります。

教育長職務代理者（山城清邦君）

要は血眼になって探して、いろんなものが出てくるかもしれないので。済みません、ありがとうございます。

教育長（私市 豊君）

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

歳出についての質問です。小学校費と中学校費の学校管理費のほうで、施設の修繕ということで小学校が３００万、中学校が２００万になっています。先ほどの説明ですと何か足りなくなってしまったから、新たに補正をとというようなお話だったのですが、具体的にはどんなことで対応したのかを教えてください。

教育長（私市 豊君）

教育施設担当課長。

教育施設担当課長（清水保治君）

この修繕費という中にいろいろ項目というかありまして、今回この補正をさせていただく部分が緊急用の補修費という形で、小学校については８７万５，０００円という当初の予算をいただいております。小学校につきましては、現在４月から６月までの間に一番大きかったのが増戸小学校で放送設備がストップしてしまったということがありまして、その復旧というか、改修に約７５万円使っております。その後南秋留小学校でやはりこれも放送設備、外のスピーカーが壊れてしまったということで、これも緊急な対応とさせていただいておりますので、これが約３０万円、合計で大体１１０万円ぐらいすでに支出をしてしまっているということがありますので、ここに当初の８７万５，０００円の予算をオーバーしてしまっているということがありますので、小学校についてはそういう形でまず補正をさせていただきました。

同じく中学校につきましては、当初の予算の中では応急用の補修費として１０８万円をいただいておりますところなのですが、これにつきましては東中学校で雨漏りの関係でちょっと緊急に対応しなきゃいけないという部分が出てきました。これが約３０万円。それから、西中で保健室のエアコンの室外機が壊れてしまいまして、これも故障してしまったということで、これも３０万円かかっております。あと、プールが始まる前に点検をしたところ、プールの中の塗装が剥がれてしまっていて、そこを緊急に補修しなきゃいけないということが出てきております。それが約２０万円。今大体８０万円ぐらいの支出してしまっているということで、今後予算が足りなくなるということを踏まえまして、ここで補正をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

ほかにございますか。

山城委員。

教育長職務代理者（山城清邦君）

こうした学校たくさん持っていると、日常的にどこが壊れた、あそこが壊れたということがどうしても重なってくると思うのですが、これから建物の老朽化に伴って、要するに建物が建っている以上はどうしてもお金かかりますから、そういったものがどんどん、どんどん膨らんでいくのではないかなと思うのですよね。そうすると、まだ一度も大規模修繕を行っていないところ、あるいは大規模修繕を行ったけれども、もう２０年以上たって

いるとか、そういった学校も続々とあらわれてきている中で、この辺の予算措置というか、十分手当てしていくことは大変だと思うのですが、この辺は財政当局とも十分話し合いをしていかないと、雨漏りだとか、そういった子供たちが生活していく上ではあってはならない事態、もちろん建物の外装なんかも雨漏りと関係してきますから、ちょっと見るとそろそろ防水の意味でも建物全体の外壁の塗装だとかやり直さなければいけない学校がたくさんありますから、その辺の財政措置というのはこれから本当に大きな問題になってくると思うのですね。それと、国や都の補助金とも絡みますけども、大規模修繕のものに早く手を挙げて、なるだけ国や都のお金を引っ張ってくる工夫だとか、これからますます需要が高まっていくのではないかと少々心配しておりますけども、その辺の見通しはいかななものでしょうか。

教育長（私市 豊君）

教育施設担当課長。

教育施設担当課長（清水保治君）

今お話のあったまさにそのとおりだと思っております。かなり建物自体の老朽化も多くなってきておりますし、当然そうなりますといろいろと手を入れなければいけないところが多くなっているということが現状でございます。市のほうでは、前にもお話ししたとおり、公共施設の総合管理計画というのができまして、それを踏まえた形の個別計画をこれから作成していくところでございます。学校施設につきましても、一応まずは建物の劣化診断というものを行わないと、どこに手を入れていいのかというのがはっきりしませんので、今年度、28年度から32年度までの間にその計画を今つくる予定でおります。今年度につきましては、その劣化診断が大体どのぐらいかかるのかという、まだ見積もりの段階なのですが、これを次年度からの実施計画の上に載せていきまして、まずはその診断をしていこうかなというふうに考えているところでございます。とはいえ32年まで何もしないという状況じゃ当然ありませんので、この部分については一応今実施計画の中でおおよそその設置してから経過年数、これがやはり古いところから順番に、日ごろの点検を踏まえておおむね3年ずつの計画でどこの部分はどこの学校から行こうかというのはこちらで計画を立ててありますので、それに基づいて予算は要求していくと。最終的には32年にでき上がります個別計画に今度は従いまして、中規模、大規模の改修を行っていくと、このような流れで今考えているところでございます。

以上でございます。

教育長職務代理者（山城清邦君）

やはり公共施設はたくさんありますけれど、前にも申し上げていたのですけれども、学校というのは6歳の子供から中学生まで、中学生は自助という、自分で自分を助けるということできるでしょうけれども、幼児からずっと毎日のように長時間過ごしている建物ですから、ほかの公共施設もあるでしょうし、それぞれいろいろ絡みがあるのでしょうけれども、児童生徒を収容している建物であるということを考えて、耐震も、それから修繕も含めて、ぜひこれは市長部局と十分かけ合っていて、優先度を高めてなるべく早く対応するように私としては希望したいと思っております。

教育長（私市 豊君）

ほかに質問等ございますか。よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第1 議案第14号平成28年度あきる野市教育委員会所管予算（第3号補正）については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第1 議案第14号平成28年度あきる野市教育委員会所管予算（第3号補正）については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第2 議案第15号平成28年度あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成27年度分）報告書についてを上程いたします。

説明を教育部長にお願いします。

教育部長。

教育部長（小林賢司君）

それでは、説明をさせていただきます。

議案第15号平成28年度あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成27年度分）報告書について。上記の議案を提出する。平成28年8月25日。提出者、あきる野市教育委員会教育長、私市豊。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づく、あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、あきる野市教育委員会事務点検及び評価実施要項の規定に基づき、平成27年度分の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、別紙のとおり報告書を作成したので委員会の承認を求めるものでございます。

報告書案の作成に当たりましては、各課におきまして個々の施策及び事務事業の取り組み状況の成果について取りまとめを行い、その取り組み状況を踏まえて部課長と事務局によりまして基本施策について課題等を検討した上で、施策の評価を行っております。そして、これらの評価に対しまして、去る7月29日には点検評価有識者であります浦野、三浦両氏によりましてヒアリングを実施し、そこでいただいたご意見、ご指摘を踏まえまして報告書案を作成したものでございます。

評価内容等につきましては、教育総務課長から説明をいたしますので、よろしく願います。

教育長（私市 豊君）

教育総務課長。

教育総務課長（宮田健一郎君）

それでは、点検評価の経緯等も含めた中でご説明をさせていただきたいと思っております。よろしく願います。

この点検評価につきましては、平成26年3月に策定いたしましたあきる野市教育基本計画第2次計画及び平成27年8月に策定されたあきる野市教育大綱に基づく第2回目の点検評価となっております。この2次計画につきましては、平成26年度から平成32年度までの7年間の基本計画となっております。第1次計画の方針及び成果と課題を引き継ぐとともに、教育基本法、国の第2次教育振興計画、東京都教育ビジョン第3次計画などを踏まえて、あきる野市の教育目標でございます「人が育ち 人が輝く あきる野の教育」を実現するため、教育振興計画として作成したものでございます。

また、市総合計画後期基本計画の期間に合わせて計画を7年間という長い計画としておりますことから、具体的な取り組みにつきましては実施計画を前期と後期に分けておりまして、平成26年度から平成28年度までの3年間の前期実施計画の期間としております。この3年間で到達すべき姿を基本施策ごとに3年間の目標、中期ビジョンとして示しておりまして、さらに各年度の取り組みにつきまして事務事業で具体的な目標を示しております。この基本施策と事務事業に対して点検評価を実施したものでございます。

点検評価の実施方法でございますが、初めに平成27年度に実施いたしました事務事業につきまして、担当各課において点検と評価を行っております。具体的には、各事業の当該年度の取り組み状況を確認するとともに、計画と照らし合わせ、その状況や結果に対して5段階の評価を行っております。また、取り組み状況や評価結果から課題を抽出するとともに、今後の方向性について4段階の評価を行っております。

次に、この事務事業の点検評価を踏まえまして、基本施策について施策に属する事務事業の評価の平均値をもとに4段階で評価を行うとともに、各課長級職員が担当する施策について評価の内容、課題及び方向性について具体的に示しております。最終的には、各部長級の職員が全体の確認を行い、報告書案を作成しております。

その後になりますが、先ほど教育部長からもご説明がありましたけれども、この点検評価につきまして7月27日に有識者ヒアリングを行っております。有識者の方からいただきました意見の中で、今回作成案の中で修正を加えた点がございますので、それらを1点ご報告いたします。

修正点でございますけれども、施策の評価方法でございます。昨年度の有識者ヒアリングにおいて、基本施策の単年度評価は不要ではないか、単年度評価では3年間の目標と比較ができないので、前期の3年間が終わったところでまとめて評価をしたらどうか、そういったご意見をいただいております。事務局といたしましては、3年間の目標を定めていることから、年度ごとに何らかの評価が必要ではないかと考えまして検討した中で、単年度評価を3年間の目標に対する年度ごとの進捗状況で評価する方法で今年度の報告書の作成を進めておりました。しかしながら、有識者ヒアリングの中で、昨年度と評価方法が異なると評価の比較ができなくなる、そもそも年度ごとの評価は不要だといったご意見もいただきました。そのため、再度事務局で検討を行いまして、前期3年間の実施計画においては初年度に行った点検評価の方法を継続することとし、引き続き単年度評価を行うことといたしました。

なお、さきに実施方法でお示しさせていただきましたが、各施策の4段階の評価につきましては、評価者の主観で評価内容に差異が生じないように、事務事業の評価の平均値を

もとに評価を入れております。

今回お配りさせていただいたものは、この部分を修正したものでございます。

いずれにいたしましても、ご指摘いただきました事項等について来年度に向けさらに検討を重ねて、よりよい評価点検ができるようにしていきたいと考えております。

最後になりますけれども、この点検評価報告書につきましては、教育委員会でご承認をいただいた後、議会に提出いたしますとともに、市ホームページに掲載する予定でございます。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。

何か質問ありますでしょうか。

山城委員。

教育長職務代理人（山城清邦君）

これは、公表されるのはホームページだけですか。冊子としての配布はないのでしょうか。

それと、公表するとした場合に、あるいは冊子にするにしてもホームページに載せるにしても、例えば、一般マニュアル書は中学生ぐらいを想定しなさいとかいう話を聞いたことあるのですけれども、この場合には読んでもらう市民についてどういったイメージを描いておられるのか。とりあえずそこをお聞きいたします。

教育長（私市 豊君）

教育総務課長。

教育総務課長（宮田健一郎君）

市民への公表につきましては、冊子につきましては各市議会議員の方々、また他の教育委員会等に配布をしております。

あと、市民の方への公表につきましては、現在ではホームページのみでの公表という形をとっております。

内容の文体等、対象としている市民というところでございますけれども、こちらにつきましては作成の段階におきましては市で作成する文書ということで、児童や生徒が目にするものということではなくて、広く大人の方に目を通していただくような形での文書になっております。そこまで、現状の段階では配慮した内容の言葉遣いができていないかなと思っております。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

山城委員。

教育長職務代理人（山城清邦君）

この前台風のときのニュースも詳しいことは各航空会社のホームページを見るようなことと言っていますけど、幾らパソコンが普及したとはいえパソコンがある、なおかつ、インターネットにつながっているというご家庭がどのくらいあるのかなと思うと、まだそう

いうのは時期尚早じゃないかなという気がしないでもないので、やはりホームページ以外で閲覧に供される機会というのは設けるほうがいいのではないかなという気がしております。

とりあえず以上です。

教育長（私市 豊君）

教育総務課長。

教育総務課長（宮田健一郎君）

広く市民に公表するということで法にも定められておりますので、今後につきましてはまた検討して、広く市民の方が目にする機会が設けられるように進めてまいりたいと思います。

以上です。

教育長（私市 豊君）

ほかに何かございますか。

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

表記の関係で幾つかお聞きしたい部分があるので、よろしいですか。まず初めに、31ページの基本施策7の特別支援教育の推進の3年間の目標のところ、ほかのところだと丸印に対して文章があるのですが、丸印がずれていますよね。もう一つ、83ページの有識者の方の意見のところ、上から4行目のところの「小中全」、スペースが空いてしまって、次の行になっている。多分これは詰めるのを忘れているのかなと。「小中全16校を対象に」というところですよ。

以上が表記で気になった点です。

内容について質問させていただいてよろしいでしょうか。まず、11ページのいじめ不登校ゼロへの挑戦の中で、3年間の目標で、数値目標というのですかね、いじめ把握件数に対するスクールカウンセラー活用率50%と。いじめ・不登校の件数10%減とか学校復帰率50%というような数値目標が出ていて、それに対してその下の中期ビジョン点検及び評価というところで、いじめ、不登校の数が減っているという数では出ているのですが、パーセンテージ的な部分が出ていないので、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。まず、それが1点。

次に、13ページの3番、学校と教育相談所との連携体制の充実というところで、課題に「月に2回程度実施予定だったカンファレンスが、出席者の関係で実施できないことが度々あった」という、この内容は一体どういうことなのかをちょっとお聞きしたいと思います。

次に、14ページの豊かな人間性を育む教育の推進の中の3年間の目標のところ、家庭・地域及び関係機関と連携した道徳授業地区公開講座の話が出ていますけれども、意見交換会の参加者の増加を目指しますとあるのですが、それについて特に何も書いていなかったもので、参加者が実際増えているのかどうかをお聞きしたいです。

とりあえず以上です。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

スクールカウンセラーの活用率ですが、こちらにつきましては50%ということですが、現実的にはもう全ての案件に対して校内委員会に入り、そこで情報共有等行っておりまして、これは当たり前の状況になりつつあります。このところでは各校スクールカウンセラー配置されてもう長くなってきましたので、それについては達成しているということでもあります。

それから、いじめ、不登校件数10%減なのですが、こちらについてもご案内のとおり当初からの数字が1割というと1名減れば達成となってしまうので、平成26年度は14名で平成27年度は10名に減じたため、大きな成果が伝わりやすいこちらの数字を出させていただきました。

それから、不登校等についても、同じ理由でございます。

それから、カンファレンスの件の出席日数につきまして、月2回のことでございますが、こちら現実的に巡回相談で学校のほうへ出るというようなことで、カンファレンスの実施ができなかったということもございましたことは事実でございます。相談員の方々がそれぞれの学校に直接行って巡回するということは非常に重要な本職でございましたので、そのために。ただ、昨年度に比べると回数的に月1回は確実に実施できているということで、これも昨年度よりはふえております。

それから、道徳についての意見交換会の出席者の増加については、かなり各校に努力いただいているところでございますが、こちらについては若干伸びについては少し課題を感じているところでございます。

以上です。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（肝付俊朗君）

関連して、先ほどの適応指導教室に在籍している児童生徒の学校復帰率50%ということなのですが、これ3年間の目標として26年度から28年度までということなのですが、適応指導教室、こちらにもありますように在籍児童24名と、これ年々ふえてきているのですね。そういう意味では、非常に充実した適応指導教室での指導というものが学校にも認知されて、そしてそこで指導を受けるということを保護者も感謝をしながらその生活を子供たちに適応させていくと。これは、いわゆる適応指導教室ということで、学校復帰を目指すものではあるのですが、適応指導教室というのは、いわゆるせせらぎ教室の中で生活することがまず一つの彼らにとって次の進路あるいは次の人生に非常に大きな好影響を及ぼしているということで、いわゆる学校復帰を目指してはいるけれども、学校復帰に向けなければならないというような位置づけからはちょっと今のせせらぎ教室は外れているというか、ちょっと違うなというようなことはあります。それほどせせらぎ教室の中の生活というのが充実しているということはありますので、またこの学校復帰率50%というものについては、また今後の目標として、それが適切かどうかということは今後検討していかなきゃいけないかということを考えているところでございます。

以上です。

教育長（私市 豊君）

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

今の適応指導教室に関しては、彼らにとってはそこが自分の居場所になっているということであれば、逆に学校復帰率50%という数値目標を、もちろん目標で出しまっているのですが、今さらということはありますけれども、この数値を余り掲げないほうが今後は良いのかもしれないと私も感じます。

道徳教育の公開講座の意見交換会の話なのですが、自分の子供が出ている授業参観とか、何とかスポーツ大会とか運動会に対しては非常に親御さんも積極的で、逆にちょっと積極的過ぎて困るというような部分も見受けられるぐらい、かなり関心を持って学校に足を運んでいらっしゃるように思えます。ところが、いざ保護者会、意見交換会、教育フォーラムとなると、途端に出席率が下がってしまって、ちょっと語弊があるかもしれませんが、PTA関係者のみしか参加しているような学校が多いように見受けられるのです。各学校、校長先生を始め、いろいろと工夫なさって、いかにして保護者の方に興味を持ってもらえるかということを考えていただいていると思うのですが、もうちょっと保護者の方が自分の子供だけでなく、学校というものに対して、教育というものに対して関心を持ってもらえるように何か考えていかないといけないのかなというように感じます。

以上です。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

ありがとうございます。子供たちだけではないということ、全体、学校にも興味を持ってもらえるように教育委員会が指導していきながら、一緒に考えていければと思います。ありがとうございました。

教育長（私市 豊君）

ほかにご意見等ありましたらお願いいたします。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

今回、評価委員の先生方からの評価があきる野市教育委員会の進めている施策、事業といますか、そういうものに対して大変よろしい評価をいただいていると思います。そういった評価は、ヒアリングを通じての評価がほとんどだと思うのですが、今度は、評価委員の先生方に、例えば、先ほど出た道徳授業の地区公開講座がどのような状況で実施して場面などをごらんになっていただければ、田野倉委員が申し上げた内容というのも評価委員の先生方もおわかりになるだろうし、そういった点では新たな指摘、あるいは新たな評価がなされるのではないかなと思います。そこで、評価委員の先生方に学校現場のこのような授業を見てみたいなどの、ご希望などはありませんでしたでしょうか。どうですか。

教育部長（小林賢司君）

これに関しまして過去にそんなお話もありまして、今、浦野、三浦委員両氏にお願いし

ているのですが、今後、都合がつけばそういうお話も可能かなと思いますので、その検討はしていきたいというふうに思っております。しかし、毎回は大変なので要所で。前は学校訪問したいというような、10年前はあったとは聞いているので、その辺の話もちょっとしてみようかなと思います。

委員（丹治 充君）

じゃ、まだ実施には至っていない。

教育部長（小林賢司君）

はい。

委員（丹治 充君）

どこかでそういう機会があるといいですね。

教育部長（小林賢司君）

はい。

委員（丹治 充君）

重点的に事務事業を見ていただくような。

以上です。

教育長（私市 豊君）

ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

宮田委員。

委員（宮田正彦君）

少し幾つかご質問させていただきたいのですが、16ページのキャリア教育の推進に関して、前年度取り組み状況の評価の中でAからBへ下がると言っちゃ変ですけど、でもBでも計画どおりできたということなののですが、課題として今後も地域への一層の理解推進を図る必要があるという、これは何らかの事象があってこういう課題を書かれているのか。内容について、細かいというか、もう少しわかりやすく言うとうどういうことがあったのかということをお聞きしたいです。

それから、次のページの9番の環境教育の推進なのですが、課題で流域ジオ情報室の有効活用について検討するとあるのですが、しろやまテラスでいただいたジオのパンフレット見ると、よくできていて、実際に息子とあれを持ってちょっと日の出のほう歩いたのですが、ただうまくできているのだけど、実際その現場行くと、それに対するここにあるというものがありません。わかりにくいのですかね、実際見ているとどこなのという話になってしまって、余りにももったいないのではないかと。そのあたりの活用を、有効に活用と書いてあるわけですから、もう少し何か考えたほうがいいのではないかと思います。それには、日の出町とかほかの青梅とか、広域な連携が必要だとは思いますが、そのあたりのご検討をしていただくということはいかがでしょうか。

それから、続いていますけども、図書館インターンシップ事業というのがあるのですが、これは職場体験の通常中学校が各校やっているようですが、それとは別に夏体験ボランティアを設けているのですが、これは大分増加しているということで。その増加理由というのですか、そのあたりを少々お聞きしたいんですけど。

以上、お願いします。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

キャリア教育の推進につきましては、これは平成26年度につきましては「一房のぶどう」の掲載など、よりアピール、広報したということで計画以上にできたと。それを継続したということで、計画どおりできたということでBという評価にさせていただいております。

それから、環境教育の推進につきましては、いわゆる流域ジオ、これが始まりましたものですから、これをどのように活用できるか、これはことしからでございますので、より学校現場、学校の先生方と検討しながら、今委員がおっしゃられたとおり、例えばエコロジーにかかわれるとか、そんなことも含めながら活用の仕方について今後少し検討していかなくちゃいけないというふうに考えております。まずは小宮だけだったところをより発展的にやりたいというふうな考え方から選ばれております。

以上です。

教育長（私市 豊君）

図書館長。

図書館長（松島 満君）

図書館インターンシップ事業の充実の夏体験ボランティアの関係ですが、今年ももちろん受け入れをしておりますが、秋留台高校の1年生が20名ぐらい毎年来られています。それ以外に、高校生、大学生、社協を通じて申し込まれている方が参加しております。秋留台高校のほうは20名なのですが、4日間で5週間にわたってというようなことで来られています。それぞれにやはり図書館のやっていただく業務を教えなければいけないということがございまして、スタッフのほうが一週に教えられればいいのですが、週がばらけたりする関係で、その都度、その都度教えながら対応している。特に去年のパターンですと、4人が半日ずつその週、月、火、水、木の4日間を体験して、あと翌週は違うメンバーがというような状況でございました。それぞれ受け入れのときに説明をするというような業務量の負担がありまして、ことしはちょっとこの課題がありましたので、まとめてご案内をして、本の説明をなるべく省略するというような取り組みをさせていただいておりますが、去年は人数がふえたということもありまして、そういったことが課題となっております。

以上です。

教育長（私市 豊君）

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

図書館インターンシップ事業に関しての体験ボランティアの受け入れは秋留台高校の生徒さんとか、その他の高校生、大学生というのもある野市に住んでいる方ということなのではないでしょうか。あるいはある野市に限らず、ほかの地域からこれに応募していらっしゃる方もいるのでしょうか。

教育長（私市 豊君）

図書館長。

図書館長（松島 満君）

秋留台高校は、こちらへ通われているということで受け入れをさせていただいています。

あと、市内の在住の高校生が主ですが、中には市内のほかの高校に来られている方も応募されています。ですから、在学、在住という形で受け入れをさせていただいています。

教育長（私市 豊君）

先ほどジオパークのところで、お答えはあれでいいですか。現場がどうのこうのという。

委員（宮田正彦君）

今年度からというか、これから始まるので、中身もまだしっかり決まっていないうから、なかなかそこまでの話は難しいと思うのですが、ただパンフレットをつくったけれども、それが実際の現場というのですか、そういうところに行ったときに、もう少し子供でもわかりやすいものをつくってほしいなというところが希望としてありまして、その辺をどういった方向性に持っていくのかなということを聞きたかったんですけど。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（肝付俊朗君）

このジオパークのほうのいわゆるしろやまテラス秋川流域ジオ情報室というのは、所管部署は観光まちづくり活動課になるのですね、あれは一応。そちらの整備だとか、あるいはそういったものの活用に向けたジオパーク自体としての整備のほうはお任せするしかないのです。教育委員会としては、これをどのように学校が活用するかということについて、今後そういった活用の広報なども含めて今後検討していきたいと、課題として。ですから、その後行事としてふやしていくのか、あるいは何年生がそれを対象にするのか等々も含めて、学校の実態なども踏まえながら、あるいは教育課程の内容なども検討しながら、どのようにこれが使えるかどうか、学校教育の中に取り込めるかどうかということを今後検討していこうというようなことで今考えているところです。

今委員よりご指摘がありましたように、果たしてそれが使いづらいものであれば、余りアイデアというのは使わないほうがいいかなというふうには思っております。どうしてもそんな実施の状況なども見ながら考えていきたいというふうに考えております。

教育長（私市 豊君）

宮田委員。

委員（宮田正彦君）

夏休みに例の福井の恐竜の、あそこもジオパーク構想を持っていて、盛んに進めているのですが、ちょっと規模が大きくなり過ぎたというか、あそこまで行くと大変なのでしょけれど、やっぱり学力的にも理数系というか、そういう面を出していくのだったら、もう少し子供のうちから、例えばマンモスが出ているぐらいの地域ですから、化石のことを少し勉強させるとか、郷土に根差したような連携をさせていただくと、もう少しそっちに興味が行くかなと。せっかく宝物を持っていても実際にそれを使っていないとなると、ちょっともったいないかなって。その辺を自分の子供なんかにも少しやらせれば、理数系が

よくなるかなって親心として考えていますんで、これから構想を練られるのでしょから、ぜひそういうふうに検討していただければなと思っています。

以上です。

教育長（私市 豊君）

教育部長。

教育部長（小林賢司君）

現地がわかりにくいという点で、観光まちづくり担当所管課なので、そういうご意見があったということは私のほうから伝えておきたいと思いますので、よろしくお願いします。どうなるかちょっとわからないのですが、ご意見があったということはお伝えしておきます。

教育長（私市 豊君）

ほかに。

山城委員。

教育長職務代理者（山城清邦君）

27年度の点検評価の報告、本当に皆さんご苦労さまでした。作るのが大変だったと思うのですが、こんなこと言っちゃ大変失礼な言い方かもしれませんが、年々ケアレスミスも少なくなってきた、内容的にも充実してきたのではないかなということをここ数年見て思います。大変ご苦労さまです。

そこで、27年度なのですが、27年度は一つ大きくほかの年度と違うところは、いわゆる地方教育委員制度の制度改革がありまして、教育大綱というのがつくられましたから、今までは教育委員会で長期計画とかありましたけども、大綱というのがここにぼんと出てきまして、多分そのピラミッドの下にこれが配置されてくることになりました。それはやはり大きな変更点だと思いますので、そういった意味では教育委員会だけのものではなくて、市長部局にもまたがったこういった点検評価報告に27年度はなったと思うのですね。ですから、今までよりも28年度はさらに内容に磨きをかけていかなければならないと思います。ぜひその辺で皆さんにさらなるご精進をお願いするという、非常に言い方変ですけど、ますますよいものができるようにしていただきたいと本当に期待しております。

そこで、何点か皆さんからも出しましたが、点検評価の中で自己評価がAからDまでですか、ありますけれども、その中で何にせよこれはまずいのではないかとこのころがありまして、23ページの学校図書館の図書標準なのですが、これは文科省に言わせれば地方交付税措置によって全部お金は流しているという言い方を多分すると思うのですね。ところが、各自治体に行けばお金、お札に色はついていませんから、その自治体の政治勢力の力の戦いで、必ずしもそっちに流れていかないことがあるだろうとは思いますが。ただ学校図書館図書標準基準というのは、これ明らかに文科省で定められているものですから、これに届いていないということは計画どおりできた、Bって、これは先ほどの浦野さんの評価じゃありませんけど、数値目標とか進行管理の話と絡んできますけども、27年度は計画どおりできたかもしれませんが、そもそもでいえば、これはできなかったというふうにして評価されたほうがいいのではないかなという気がします。というのは、

各学校に通っている生徒、それからその保護者にしてみれば、うちの学校は図書が足りないということは、これは非常にうれしくない話で、公になれば非常に行政としても外聞の悪い話じゃないかと思います。27年度はどうかはわかりませんが、そうすると単年度評価とそれが大目標、あるいは基本的にやらなきゃいけないものということの差異がこれではあわせないので、その辺は評価の仕方というのは少し工夫しなければならないところもあるのではないかなと思います。単年度ではいいかもしれませんが、本来こうでなきゃならないものというのが、例えば国の基準だとか法律だとか法令だとかにあるとしたならば、そこを下回っていたら単年度ではオーケーであっても結果的にはノーということもありますので、その辺は今後評価方法を考えるときにちょっと工夫しなければならないことではないかなと思います。

それと、担当部長が自分のセクションの事務に関して自己評価をしているのでしょうか、これも可能ならば、委員会の中でも他の部長が他の部長の仕事をチェックするというクロスチェックというのでしょうか、時間もかかるでしょうし、やりにくい点もあるのかもしれませんが、そのあたりを今後検討していく余地があるのではないかなと思います。

それと、32ページ、ユニバーサルデザインのことに触れられているのですが、私もこのユニバーサルデザインが教育委員会の中で発せられてからもう何年たつのだろうというふうに思うのですが、32ページの真ん中あたりにユニバーサルデザインの考えに基づく授業づくりについては各学校で少しずつ取り組んでいるが、まだ学校全体での取り組みとはなっていない、とあります。何年たつのだろうというのが、正直言ってこれを読んでいて思います。何年たったら、このユニバーサルデザインが各学校に徹底されるのかなというのは、これはやはりいかがなものかと思わざるを得ない。これは、評価のところには出てまいりませんが、少し本腰入れてやっていただかないと、特別支援の関係がありますので、非常にまずいのではないかなという気がしております。

それと、今後のことという、例えばこれから特別支援、大変大事になってくると思うのです。例えば、各学校に臨床心理士だとか医師が指導に回っています。しかし私の経験でいうと、こういった専門の方々が見えても相談するほうとして、ああ、役に立ったという場合と、うーんという場合と、正直言って学校側はあると思うのです。ですから、そのあたりは行きました、派遣していますということより、さらに進んで、実際その派遣された臨床心理士あるいは医師の指導が現場の役に立ったのかどうかという評価は、これは学校側からやっぱり返してもらわなきゃいけないのではないかなという気がします。そうでないと、行きます、じゃ受けますということで、学校は受けるでしょうが、現場としてはあの先生の話はどう、この先生の話はどうということが取捨選択されるようではまずいのではないかなと。やはり行く以上は、有効打がちゃんと打たれていくような指導でないとなぜいのではないかな。それは、現実はどうなのかなというところがちょっと気にはなっております。

それから、先ほどちょっと触れたことの中で、公表の仕方なのですが、確かにホームページに掲載すれば公表したことにはなるのでしょうか、しかし先ほど言いましたように各家庭でインターネットにつながったコンピューターでこれを読める人が何人いるの

だろう、しかもこの大部なページのものをダウンロードして読めるだけの性能を持ったコンピューター持っている人がどのぐらいいるのだろう、それから完全に読むとしたならばそれをプリントアウトして紙ベースで見なければちゃんとした理解はされないと思うのですよね。その場合、どうなのかなということが考えられますので、ぜひこれはやはり冊子としてまとめる必要があるのではないか。その際に、そうなったならば先ほど読む対象、どのくらいの方々を想定しているのかという質問をしましたが、やはり前より随分よく皆さん工夫されて、用語の解説なんか詳しくされるようになりましたが、ざっと拾っただけでも今回の評価の中で、例えばICTとかLANとか、LANをどうしたらいいかわかりませんが、PDCAサイクル、OJT、それからデジターはご説明ありましたけど、ICTタグ、デジタルアーカイブ、レファレンス、パスファインダー、これ説明ありましたね、アウトリーチ、それからWeb、SNSとか、この辺の用語をどうしたらいいのだろうかと思います。長期計画の場合には、巻末に用語の解説をつけていますので、冊子にする上ではそういった用語解説をページにまとめて、言葉が出てきた場合には何ページ参照とか米印をつけて後ろを参照してくださいとか、そういった工夫をして、やはり読みやすくしていく工夫がこれからはますます必要になってくるのではないかなというふうな気がしております。いずれにしても、ご自分方の仕事をこうやってまとめるというのは本当に大変だったと思うので、それについて心から敬意を表したいと思っておりますけれども、気がついたところを述べさせていただくと、以上のようなことであります。

それと、学力の問題についての評価も、これもまた難しいところで、学力の向上に関する単年度評価の仕方というのも単年度でいいのか、あるいは数値目標がいいのかというさっきも話がありましたけども、その辺もやはり工夫していく必要があるのかなと。学力、特別支援というのは、これとても大事な話になってくると思いますので、その辺はよく工夫していただきたいなというふうな気がしております。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

今の何か。

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

最初に、ユニバーサルデザインに基づく授業づくりにつきましては、昨年度に続き今年度はさらにそれを学校全体で徹底するよう教育委員会よりリーフレットを提示しまして、また我々が伺うときにそれをもとに指導するようにしております。各学校それを有効活用していただいている、積極的に活用していただいているという話を聞いております。

臨床心理士、それから医師等による巡回相談、巡回指導につきましてですが、こちらについては学校側の要望を考え、先ほど話題になりましたカンファレンス、ここで集約した学校からの要望等につきましては教育委員会から伝えております。そして、逆に学校側には我々のほうから来る日、計画的に活用するように、それからどのようなことをしてほしいのかということを確認しておくようにということで指導しているところでございます。こちらについても、経験を繰り返すことによって、また子供たちの長い見取り、小中合わせて9年間見取りしていく中で、その子供たち一人一人に対して適切な支援、指導をして

いけるような取り組みになるように、カンファレンスを通して双方に指導していきたいと思っています。

それから、学力向上についての評価、これは単年度評価で難しいというところも確かにございます。学力という考え方もいろんな考え方がございますが、もちろんそれは重々承知の上でございますが、やはり伸びしろのある子供たちをその年、その年できちっと指導していくことも大事でございますので、具体的な数値、これを今年度は学力向上学習状況計画というものを作成し、数値目標を実態に合わせて各学校でつくったものがありますので、それに基づいて達成するための手だてを個々に見てもらって、学力向上に取り組んでもらうようにしておりますので、それはそれで必ず成果が出てくるものというふうに考えております。今、意欲は出ておりますので、それを今度は実際の調査結果の数字として伸ばしていきたいと考えております。

教育長（私市 豊君）

山城委員。

教育長職務代理者（山城清邦君）

ユニバーサルデザインについては、はっきり言いまして毎年学校訪問させていただいてはいますけども、学校によって差があるというのが実情でして、これは何でなんだろうなというのが私もよく理解できないところです。

それから、学力の向上に関しましては、学校に行くとアンケートの結果があって、授業が楽しい、それから、わかる、という答えが多い、だけどそれが数字に出てこないというところがあって、楽しい、わかるではもうだめという、次のステップに行かないとだめなんじゃないかというような正直なところ感想を持っていますので、その辺も是非、デザインの徹底も含めてお願いしたいと思っています。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（肝付俊朗君）

こういう全体的な評価ということでいうならば、委員ご指摘のように32ページにありますように市全体としてユニバーサルデザインの考え方に基づいた授業づくりや教室環境の整備が進んでいるのかということ言えば、100%ではないということも現実。そこで、まだ学校全体での取り組みとはなっていないと言わざるを得ないということです。しかし、34ページにございますけども、29番のところですが、小中学校の特別支援教育体制の充実ということからいえば、その29番の下から4行目あたりです、各学校においては、管理職の指導のもと、特別支援教育コーディネーターが中心となってユニバーサルデザインの考えに基づく教室環境整備が進んでいると。ですから、段階的だということで、当然数年前に比べてだんだんとこれは整備が進んでいるというふうなことは確実に言える部分だと思います。しかし、それが市として100%なのかというと、それはまだまだということで、大きな課題はまだまだ残っているというふうに理解しておりますし、今後も指導というふうに我々も考えているところでございます。

一方、学力につきましては、委員おっしゃるように、これ私どもいつも学校にも言っていることですけども、あれだけ一生懸命やる、真面目に取り組んでいる子供たちが、授業

アンケートなんかをとると8割から9割、授業わかるというふうに回答するのですね。わかった子が何でこんなに学力調査の平均点が低いのだと、あるいは場合によってはC、D層というような階層が多いのだ。これは、本当にわかっているのだろうかというような、そんな疑問から、それは学校のほうに言っています。授業でもしかしたらわかったのかもしれないけども、それが本当に学力として定着したのだろうか。じゃ、そのところ定着するために具体的にどのような取り組みをすべきなのかというような視点で、学校のほうにいろんなお取り組みをしていただいているところです。学力調査の平均点だけが全て学力をはかる手だてではありませんけども、実際に自分が勉強をできるようになった、わかるじゃなくて、できるようになったと、具体的にこれだけ点数が上がってきたと、これは集団としても、あるいは個人としてもこういった成果につながるということ、学校ごとに具体的な目標数値などを挙げさせながら指導のほうを徹底しているところでございます。また、特にいろんな学力向上に向けての取り組みが昨年度から始まっておりますので、そういったことが時間はかかるとは思いますけども、着実に成果となってあらわれることを期待しているところでございます。

教育長（私市 豊君）

山城委員。

教育長職務代理人（山城清邦君）

そのユニバーサルデザインにしても、やっぱり随分時間かかっているなというふうな感じが正直言って拭えないのですね。その辺、何でなのかというのが私の感想です。

それから、学力に関しては、何が学力かというのは、これは床屋政談じゃないけど、100人いれば100の考えがあるのではないかという世界とも絡んでいると思います。今の学力テストが、本当の学力というものが何かはわかりませんが、あのテストの内容が子供たちの何かを阻害しているものなのかと云ったら、そうではないと思うのですよね。その一部しかはかっていないのかもしれないけれども、本当はもっと大事なところがあるのかもしれませんけれど、せめてあのくらいはというところが学力テストの数値ではないかなと私は思うんですね。例えばリテラシーとかいったら、もっともっと複雑な難しい問題が出てくる学力テストがあるのかもしれませんから、今のあの学力テストでどうのこうのと言っている状況はちょっと寂しい状況じゃないかなという気がしてならないのですよね。

済みません。以上です。

教育長（私市 豊君）

教育部長。

教育部長（小林賢司君）

山城委員からの質問の中で、まず学校図書館の充実ということで、全学校100に達していないのはどうだと私も感じております。この中で、やはり購入と廃棄のバランスがどこかで崩れると、かなり蔵書がふえてくるということもありまして、2次計画の中では28年度までには100%にするということで実施計画に載せて、特に秋川の中学校のほうで達していなかった部分がありましたので、毎年予算を確保して早目に100に達するように今努力をしているところでございます。

それと、幾つかご要望いただきました、例えば評価について担当部長が評価するのでは

なくて、違う部長が評価する、確かにそういう考えはございます。特に２次計画の前期が今年度で終わりますので、後期の４年間についてはそういった形の方法もいいのかなど。最終年度だけ違う部長で評価をすると、またちょっとぐあいが悪い部分も出てくる可能性もありますので、その辺は後期の実施計画に向けて検討していきたいというふうに考えております。

またあと、市民への公表の仕方だとか、あとその辺の読む方がどういう方なのかという部分もありますので、用語の解説等も含めてご意見を参考に検討をしていきたいというように考えております。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

ほかに。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

マスコミ等の中でも教職員の多忙感といいますか、あるいは学校管理職の多忙感がとりあげられています。本市ではこれから学校をリードしていく、いわゆる次世代のリーダーづくりをしていく中で、管理職を志向する先生方が非常に少ないというようなところがあります。この評価評定の中で見ていきますと、教職員の研修等も大変大事になってくるわけですね。そういった意味では、これは大きな都の課題でもあるのですが、それはあきる野市の課題でもあるわけですね。都などの教育委員会としては各学校への支援として、現在では副校長２人制にしようというような動きもあるわけです。そういった意味で、どのような形であきる野市の教育委員会が今後支援をしていくのか。というあたりも大変大事になると思います。ぜひ学校に対するそういう支援について、どこかで評価できるような取組を年度当初から盛り込まれていれば、この事務事業の中で、もう少し詳しく見ることができるのですが、次年度への希望というのですかね、要望といいますか、そういう点での取り組みもお願いしたいと思います。

以上です。

教育長（私市 豊君）

今の委員の意見に。

教育部長（小林賢司君）

評価項目として、あと後期にこれから入りますので、いろいろと変更等があったり終了した事業もありますので、今年度ではなくて、２９年度から４年間の中では、その辺のご意見も踏まえながら検討していきたいなと思っております。

教育長（私市 豊君）

ほかに。よろしいですか。

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

マールボロウの関係なのですけれども、２７年度は予防接種の関係で派遣事業が実施できないということで、評価がＣでしたっけ、になっていたと思います。このマールボロウとの交流事業に関しては、ちょうど内容などを見直す転換期に来ていると思います。今ま

で全面的にマールボロ側でやってくださっていたナンシー先生がここで退職されて、向こうもまだこれから引き継いでいく方が決定していない。派遣事業に関しても学校施設に入れないということで、今後どのような方向になっていくのか、検討を重ねていくことが必要だと思います。しかし、逆にこれをいいきっかけだと思って、もっと裾野を広げていくような教育交流事業ができればなと思います。今までも派遣で行って、帰ってきた子が学校で報告会をしたり、受け入れをした子が報告会をしたりといったように、自分が体験したことを交流事業に実際には派遣されたり受け入れができなかった子供たちにも体験を共有できるような場というものが以前よりは広がってきているとは思いますが、やはり学校によってはそれほど学校全体で受け入れるとか、あとは市全体で受け入れるというような体制がまだちょっとできていないかなと思います。特に昨年度は東中学校には受け入れもなく、派遣もなかったのもので、この事業の蚊帳の外みたいな形になってしまった部分が非常にもったいないことだと思います。せっきくのこの交流事業があきる野市の全ての生徒に還元できるような体制をとっていただければと思います。特にあきる野市は今年度から東京都の英語教育推進地域に指定されており、また小学校でも英語の教科化というのが目前に迫っていますので、今は中学校の生徒だけの交流事業になっていますけど、派遣や受け入れという以外の部分で、通常の間でも、例えばクリスマスカードを送ってみるとか向こうから手紙か何か書くとかというのは小学校でも多分できると思うのですよね。そういったことから、裾野を広げてせっきくの姉妹都市交流をもうちょっと活用していけるような体制に持って行ってほしいなと思います。

以上です。

教育長（私市 豊君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（関谷 学君）

ご指摘のとおりだと思います。派遣事業にしろ、受け入れ事業にしろ、対象となった中学生、また受け入れをしてくれた中学生の家庭といった個々の国際感覚を持った児童生徒の育成だけではありませんので、派遣や受け入れで得た成果は、ご指摘のとおりなるべく広く共有をして、そういった効果を効率的に得るといいますか、共有するというのは非常に重要な部分だと思います。転換点というようなご指摘ございましたけれど、確かにいろいろ不可抗力的な部分でのイレギュラーな部分が、去年、今年とありましたけれども、過去の長い歴史から見れば、そういった不可抗力的な部分もありました。例えば報告会一つとっても、あれは行った生徒だけの報告会でしたけれども、受け入れした家庭も報告会と一緒にして、全体で交流事業の報告会というような形をとって、一般の方にも来場できるようにして、それで広く周知をしてという取り組みも今は当たり前となっておりますけれども、そういった部分でより効果が上げられて、さらにその効果を広げられるような、また共有できるような、また学校それぞれの全ての学校でそういったものが共通の取り組みとして一体的にできるような情報提供をいろいろ見直しが必要だと思っております。

教育長（私市 豊君）

ほかによろしいでしょうか。

宮田委員。

委員（宮田正彦君）

うちの子供を見ていると、親もそうなのですが、絵本を読ませるのは就学時前では一生懸命本を寝る時間の前によく読ませていたのですが、小学校入った途端にそういうことは、親も忙しくなるというのもあるのですが、なくなる傾向があって、やっぱり外の子供を見ていると、本読む子と本読まない子の格差が歴然としていて、それで学校訪問行っているのは、小学校ではよく子供が図書室に出入りしているのですかね、そういうのを見かけるのですが、中学校はまるっきり、時間帯によるのでしょうかけれども、見かけることが少ないと。それで、どの程度中学生が学校の図書を利用しているのかもわかりませんが、やはり内容を見ても、小学校と大分違ってくるのかなという気がして、小中の連携ということを考えて、もう少し本を読ませるような何か工夫というのですかね、それぞれの図書司書がいますけども、その辺であっていいのではないかなと。それから、公立図書館のほうとの連携も考えているようでしょうから、読書をもう少し子供に勧めるようなものがあっていいのではないかなと。催し等もあっていいのではないかなと思っているのですが、その辺は図書館ではいかがでしょうか、学校図書館との連携という意味で。

教育長（私市 豊君）

図書館長。

図書館長（松島 満君）

図書館の取り組みといたしますか、図書室のほうでも取り組まれておりますが、学校図書館の担当の先生方と、それから補助員さんとも連携の会議を持ちまして、それで情報提供してあげて、また学校間、もちろん移管の関係もありますし、そういうところでぐるぐるディスカッションをしたり情報交換をしたりと、そういう会議等開かせていただいております。お互い情報共有しながら、やはり全体的な傾向として、小学校高学年から中学生、高校生に至って、もちろん国もそうですし、東京都のほうでもその部分が課題だということで強く打ち出しております。そういう取り組みは図書館のほうももちろんそうですし、学校からもいろいろ工夫をして対応させていただいております。そういう取り組みはさせていただいているのですが、現状としてちょっと少ないというところはやむを得ないところがあるかなと思っております。ただ、いずれにしてもいろんな取り組みをしまして、なるべく来ていただくということで図書館のほうも努力しております。

以上です。

教育長（私市 豊君）

ほかによろしいでしょうか。

山城委員。

教育長職務代理者（山城清邦君）

宮田委員から本の話が出ましたが、例えば今回の点検評価でも図書館の調べ物を生徒がするときに図書館を使わない、インターネットを使ってしまう、これが今後の課題といいたいまいかな。私たちだって何か調べるときにぱっとインターネットで調べてしまいますから、これはやはりもう世の中の傾向としてとめることのできない傾向だろうと思うのですね。手軽にぱっと机の上で、デスクトップでどこにでも入っていただけますから。ただ、そ

の情報の信憑性ということになると、また別の問題ということになってくるのですけれども。本を読むということがどういうふうにしてこれから位置づけられて考えられていくのかなというのが僕はよくわからないのですね。読んだほうがいいには決まっているのですが、子供たちに本を読みなさいって、これはよく思うのですけど、本読みなさい、読みなさいって、じゃ何を読ませたらいいのか。もちろん先生方がこういう本がありますよって情報提供しているのでしょう。しかし何をもって本を読むことがいいのかということが、例えば自分の子供とか身近な人に本を読んだほうがいいですよという場合に、どのように説明するのかというのは結構難しい問題になってきつつあるような気がするのですね。ただ、子供たちに僕が言えるのは、本というのは日常生活とは違う世界をたくさん疑似体験したほうが良い。そのためには物語じゃないかと思うのです。学術書はもちろん学術書で大事ですけども、人生の疑似体験ということ考えた場合に、いろいろなストーリーの展開、いろいろな人の生き方というのを体験できるのは本であり、それは何かというと、ストーリー物、小説だと思うのですね。漫画でもいいのかもしれませんが、そういったことが一番大事で、やはり物語のいいのはストーリーがありますから、引き込まれていくと。その世界の中に入っていけるといえるのがあるので、その辺で本を読みなさいというよりも小説とか何でもいいのですけど、ストーリー物に入っていく方がいいのではないかという、そういう観点でことを勧めたらどうなのかと思っている、これ勝手な私の感想です。どうなのでしょうかね、皆さんの経験上、体験とか。何かないですか。

教育長（私市 豊君）

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

私も読書はやはり非常に大事だと思います。先ほど学力テストの結果とかも出ていましたけど、国語、算数に関しては文章題で何を問われているかわからないので答えられない、また社会にしても理科にしても、入試問題で大人から見れば答えが問題に書いてあるでしょうって思うことが子供は読んでも意味がのみ込めないから、答えが選べないのではとすごく感じます。読解力というのは本当に全ての学力の基本になるものなので、本を読む体験というのは非常に大事だと思います。

あきる野市の各学校ではここ2年ぐらい補充学習の時間として朝の時間を基礎学力の定着を目指して、算数の計算ですとか漢字ですとかをやっていると思うのですが、前は朝読書の時間だった部分が計算とか漢字にかわってしまって、学校で読書をする時間というのがどのくらい確保されているのかなと思うことがあります。特に中学校ぐらいになると休み時間ですとか、先ほども図書室に行く生徒がどのくらいいるのかというお話が宮田委員からありましたけれども、読書をする時間が余り確保されていないのかなと。あとは、私たちの子供のころとは違って、誘惑がすごく多いので、私たちだったら時間があったら、本でも読んでみようと思っていた時間にゲームがあったり、またテレビも録画できて後から見られたりとかという、そのあたりで読書する時間がすごく減ってきてしまっているのかなというのが非常に残念だと思います。あとは、自分の身も反省しながらですけど、親がやっぱり本を読んでいないのかな。親が本を読んで、本を読むとこんなに楽しい、こんなにおもしろい本があるのだよというのを身をもって子供に小さいころから見せ

ていれば、多分子供も本を読むことに興味を持つようになるのではないかと思います。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（肝付俊朗君）

いわゆる学力の向上へのさまざまな対策、取り組みということについて、今田野倉委員ご指摘のように補充的な学習の時間というものが学校にはかなりふえてきました。そういった取り組みをするに当たって、市内の校長先生方はそういった読書活動というものをしていたのがなくなることに対しての課題意識というのがかなりあって、だからこそ全ての学校でその朝読書の時間をなくしたわけではないのですね。だから、週に3回は読書の時間、あるいは2回は補充の時間といったふうに、バランスを保ちながらやっている。特に朝読書の効果というのは、読書、本に親しむということも効果ありますけども、朝の1時間目を迎えるに当たって非常に落ちついた雰囲気の中で、本を全員が静かに読むわけです、10分から15分というように。落ちついた雰囲気の中で1時間目に入ることができるという、そういった良さもあったのですね。そういった意味で、非常に意義のあったことだと思っています。ただ、学力向上の取り組みだから読書の時間がなくなっているというわけではないのですけども、やっぱり子供たちが文章を読解できると、あるいは興味を持ってそのことについて読みこなすことができるというのは、これはもう国語の授業を初めとしてさまざまな教科活動の中からつかめていくことも多分にあるかと思うのですね。ただ、本のおもしろさ、あるいはその中で豊かな気持ちになれるというのは、実際に本にさわらないといけないわけですから、そういう意味では図書委員会の活動とか、あるいは図書ボランティアの方々の、それは市内の全ての学校に配置しているわけですから、そういった人たちによっておもしろい本の紹介をしたりだとか、あるいは図書館を積極的に活用するような国語の時間に図書館のほうに行って読書の時間を設けたりするようなことは、これ意図的にやっていますので、それらも活用しながら、子供たちにも読書の時間というのを引き続き何とか定着といいますか、確保できるような取り組みをまた学校にも求めていきたいなと思っています。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

山城先生がおっしゃった読書の効果といいますか、これは非常に大きなものがございますよね。また、肝付部長がお話のように、朝学習のできる落ち着いた学校体制と朝読書を取り入れて生徒の心を落ち着かせてから授業に向かわせるという学校事情もあります。それは学校の様子によっても違いますが、以前は、ほとんど朝読書をやられていない学校が大半だったのではないのでしょうか。やっと各学校に朝読書が定着した中で、今度は朝の学習時間にとってかわる学校の動きあります。基礎学力の定着という課題もありますけれども、それ以前に読書の持つ教育的な効果というのは非常に重要なものがあります。朝読書の時間が少なくなるのであっても、各学校でも読書活動の推進という取り組みや意向がある訳ですから、生徒が気軽に読書に親しむことができるように、休み時間にも鍵をかけてあるような学校図書館ではなくて、いつでも図書館へ行って本を読めるような体制をつくって

おかなければならないだろうと思います。どうも管理面のほうが強くなってしまって、鍵がかかっているような、そういうところもありますから、そういう点では学校への指導も大事ですね。以上です。

教育長（私市 豊君）

山城委員。

教育長職務代理者（山城清邦君）

小学校は今度英語が科目になりますよね。そうなった場合に、例えば片や学力との関係、それから文章読解力との関係、文章読解力は各科目全てに関係するといいいながら、国語は大事だといいいながら、もう一方では英語科となってくる。限られた学校の時間の中でそういった読書時間を設定する余裕が、これからはふえることは難しいのではないかと、かえって減ってくるのではないかと心配しているんですが、その辺はどうなのでしょうかね。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

8月1日の次期学習指導要領についての資料によりますと、素案の状態ですが、授業時数については35時間増えると、小学校の場合はなっております。ですから、当然教育課程の工夫をしていかざるを得ないかと思っております。今までの日数、時数で同じ授業プラス35時間、週1時間分の授業を生み出すための週の時数をふやすのか、日数をふやすのか、それとも帯で授業を15分ずつとっていくのか、長期休業についての活動をするのか、それは今後また正式に発表されるまでの間に工夫を求められますし、具体的な先進的な実践事例が文科省から出てくると考えております。それに向かって、本市もその情報を受けながら、最もいい方法について各校と教育委員会で検討していくという形になっていくと考えています。

今のところは以上です。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

さまざまご意見をいただきました。この辺で本件については質疑を終了いたします。

日程第2 議案第15号平成28年度あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成27年度分）報告書については、原案のとおり承認することに異議ございませんでしょうか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第2 議案第15号平成28年度あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成27年度分）報告書については、原案のとおり承認されました。

ここで5分間休憩といたします。

休憩 午後 3 時 4 5 分

再開 午後 3 時 5 0 分

教育長（私市 豊君）

休憩前に引き続きまして、会議を続けます。

日程第 3 議案第 1 6 号平成 2 9 年度使用教科用図書（特別支援学級教科書）の採択についてを上程します。

説明を指導担当部長をお願いします。

指導担当部長（肝付俊朗君）

では、よろしくお願いいたします。

議案第 1 6 号平成 2 9 年度使用教科用図書（特別支援学級教科書）の採択について委員会の承認を求めるものでございます。

特別支援学級で使用する教科書の採択については、学校教育法附則第 9 条、同法施行規則第 1 3 9 条の規定により教科によって当該学校の設置者の定めるところにより他の適切な教科書を使用できるということになっております。

1 枚おめくりいただきまして、平成 2 9 年度の特別支援学級使用教科書、小学校として 1 番の国語から 7 0 番の図工まで、4 枚目の平成 2 9 年度特別支援学級使用教科書、中学校として 1 番の国語から 1 9 番の英語まで、児童生徒の実態に沿って平成 2 9 年度使用したいという各学校からの申し出を受け、指導室としてこちらにお示ししたものについてお諮りするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。

何か質問ありますでしょうか。

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

昨年度も質問させていただいた時にそういった教育課程になっているというお話だったと思うのですが、小学校ですと国語、書写、算数、音楽、図工とあって、理科、社会がないのはなぜですかという質問をしたのですが、そのときに生活単元学習という形で理科や社会のこういった資料集とか図鑑とかをというお話をいただいたと思います。それがなぜ種目が図工になってしまうのか。種目、図工に対して図鑑とか資料集になっている。そういうものだと言われてしまえば、もうそれでおしまいなのですが、ちょっと違和感があったので質問させていただきます。生活とかだったらすごくよくわかるのですが、何でそれが図工になってしまうのかなということと。

あと、中学校のほうは、この資料では 8 教科になっていますけど、9 教科分の教科書がそのまま別の形をその 9 教科の教科書のかわりに使うことができるということになっているのかというのが、もう 1 点。

また、個々に応じて、その子に適するものを教科書として使うというお話を以前に伺ったと思うんですが、なぜこの時期に平成 2 9 年度の使用教科書を採択するのか。個々に応じてであれば、その子が来た時点で、あ、この子にはこれが合っているかなって本当

は選べれば一番いいのかなと思うのですが、そういうのは不可能なんではないかなというのをちょっとお聞きしたいと思います。

教育長（私市 豊君）

梶井指導主事。

指導主事（梶井ひとみ君）

まず、生活単元学習のことでございますが、皆さんもおっしゃるとおり、あわせた教科ですので、教科ではないので、教科書自体は使わないということになっておりますので、ありませんで、確かに図工等見ていただくと、図鑑的なものですか資料的なものが使われておりますが、これも図工の中でも使いますし、またそれ以外のところでもあわせた教科というところの生活単元学習等でも活用はできるということで、各学校のほう工夫されて選ばれているものと思います。その選ばれたものをこちらとしては認めていくということでこちらに挙げさせていただいております。

時期については、ちょっと済みません、これは今までのとおりで進んでおりますので、私たちも先生方も非常に難しい実態、来年度の新1年生の実態等も詳しくわからないままに進めざるを得ないということも、国等の手続にのっとってやるものですので、済みません、それ以上のお答えは難しいと思います。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（肝付俊朗君）

教育課程の編成ということとかかわりがあるわけで、その後の予算組みの問題ですとか、ですから確かに個に応じたということで、個人個人に応じたということももちろん本人を主体に考えてやるのですけれども、その学校の実態だとか、あるいは新1年生はどのようになるかまだわからないけれども、1年生は2年生になり、2年生は3年生になるわけですので、そういった今いる子たちの個別の対応やら集団としての現状を踏まえた上で今年度中に決めるというのがシステムです。ですから、そういう中で今までの教師の指導経験やら、あるいは使ってみての子供たちの実態やら反応の様子、あるいは生徒の様子などを踏まえて来年度の教科書を決めるというような考えの中で進めております。

教育長（私市 豊君）

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

もう一つお聞きしたいのですが、特別支援学級ですと、もちろん通常学級の先生方もそうですが、いろいろ工夫して、いかに授業がわかりやすく教えられるかということで、自分で結構教材をつくられて教えていらっしゃる先生が特に特別支援学級は多いというふうにお聞きしているのですが、例えば自分で何かをつくったりとか、そういったものの費用というのはちゃんと学校側からお金が出るシステムになっているものなんでしょうか。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

学校の消耗品予算として児童数割りで予算を配当されておりますので、その消耗品で作

成、教材をつくるという状況でございます。

教育長（私市 豊君）

ほかに。

山城委員。

教育長職務代理人（山城清邦君）

ここに挙げられている教科書というのは、これは一般の生徒も使うものもたくさんあると思うんですけども、特別支援教育用に編さんされた教科書というのはこの中にあるんですか。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

ございます。一番わかりやすいところでは、星本というものがございまして、中学校の一番上、国語、東京書籍株式会社、国語、星が4つついておりますが、こういったものは文部科学省がつくったものでございまして、これは特別支援の生徒用です。これは、もちろん国語、算数、音楽もございますけれども、文科省がつくったものがございます。

教育長職務代理人（山城清邦君）

じゃ、あとはただのドリルとかいろんな図鑑なんかは、一般生徒さんが使うものをそのまま、例えば5年生だけど、この子は3年生がちょうどいいかなといった、そのように段階に応じて使っていると。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（肝付俊朗君）

この土台になっているのは、実は東京都の教育委員会から特別支援教育教科書調査研究資料というのがあって、学校、保護者も含めて、いろんなところでこんな教科書を使っていますというようなものが資料としてあるのですね。こういったものを土台にしながら、各学校で選んでいるものもありますし、先ほど申し上げたように学校の子供たちの実態に応じて教師のほうを探して、これが適切だろうというふうに決めているものもございます。ですから、全く何もないところから、何の基準もないところから探しているというわけではなくて、東京都は東京都でこんなような資料をつくっておりまして、それがもとになっているものになります。

教育長職務代理人（山城清邦君）

教科書採択と同じような目安の資料が。

指導担当部長（肝付俊朗君）

そうです。まさにおっしゃるとおりです。

教育長（私市 豊君）

ほかに。よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、これで質疑を終了いたします。

日程第3 議案第16号平成29年度使用教科用図書（特別支援学級教科書）の採択については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第3 議案第16号平成29年度使用教科用図書（特別支援学級教科書）の採択については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第4 議案第17号給食納付金の改定についてを上程します。

説明を教育部長、お願いいたします。

教育部長（小林賢司君）

それでは、ご説明させていただきます。

議案第17号給食納付金の改定について。上記の議案を提出する。平成28年8月25日。提出者、あきる野市教育委員会教育長、私市豊。

提案理由でございますが、あきる野市学校給食センター運営協議会に諮問した給食納付金の改定について、同協議会の答申に基づき、あきる野市長の承認が得られたため、下記のとおり改定したいので委員会の承認を求めるものでございます。

記といたしまして、1、小学校、月額4,050円（1年生4月分のみ2,450円）を次のとおりとする。小学校低学年（1・2年生）、月額4,000円（1年生4月分のみ2,400円）、中学年（3・4年生）、月額4,250円、高学年（5・6年生）、月額4,500円。2、中学校、月額4,600円を月額4,800円とする。3、改定日、平成29年4月1日とする。

本日ご承認をいただきました後は、市議会12月定例会議の議員全員協議会でご報告をさせていただきますして、年明け早々に保護者への通知、ホームページ、広報等で周知をさせていただきます予定となっております。

以上でございます。よろしくご承認のほどお願いいたします。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。

何か質問などがありますでしょうか。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

先般もご説明いただきましたので、内容についてはわかりました。

それで、この各低中高の学年差というのは250円ありますよね。量と種類の関係なのかどうか、その辺をちょっともう一度お聞かせいただければと思います。

教育長（私市 豊君）

学校給食課長。

学校給食課長（宮崎勝央君）

お答えいたします。

小学校の3段階につきましては、学校給食実施基準に基づきまして栄養価を算出し、量

を３段階に分けて現在も提供しております。ですから、今後平成２９年度給食費改定に伴いましての現状からの量の変更というのはございません。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

先般もお話しいたしたと思うのですが、この１食当たりの単価計算というのかな、これは食材費のみなのですが、例えばそこで従事する作業員の方たちの手当等を考えたときには一食についてどのぐらいの費用がかかっているものですか。

教育長（私市 豊君）

学校給食課長。

学校給食課長（宮崎勝央君）

人件費、光熱水費等含めまして算出しますと、おおむね７００円から８００円ぐらいかかるということで試算はしております。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

ほかにございませんか。よろしいですか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第４ 議案第１７号給食納付金の改定については、原案のとおり承認することに異議はございませんでしょうか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第４ 議案第１７号給食納付金の改定については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第５ 議案第１８号あきる野市図書館運営規則の一部を改正する規則を上程します。

説明を生涯学習担当部長にお願いいたします。

生涯学習担当部長（関谷 学君）

議案第１８号。あきる野市図書館運営規則の一部を改正する規則。上記の議案を提出する。平成２８年８月２５日。提出者、あきる野市教育委員会教育長、私市豊。

提案理由。秋川流域市町村視聴覚協議会の廃止に伴い、当市に移管された１６ミリ映画フィルム及び上映機材を活用し、新たな貸し出しサービスを開始するに当たり、視聴覚機材及び障害者サービス機材の貸し出しに関する規定を整理するため、あきる野市図書館運営規則（平成７年９月１日教委規則第２２号）の一部を改正する必要があるが生じたので、委員会の承認を求めるものでございます。

改正の内容につきましては、ここに記したとおりでございまして、一部文言の整理を行いまして、また１２条及び１３条におきまして１６ミリ映画フィルムの貸し出しの特例等

について規定するものでございます。

第12条では、16ミリ映画フィルムについては、別に定めるところにより貸し出しをするものとする。

2号で、16ミリ映画フィルムの上映に要する機材については、別に定めるところにより貸し出しをするものとするというものでございます。

13条では、障害者サービスについてでございまして、障害者サービスについて必要な事項は、別に定めるところのものでございます。

この規則は、平成28年9月1日から施行を予定しております。

秋川流域市町村視聴覚協議会につきましては、あきる野市、日の出町、檜原村の3市町村で構成された協議会でしたが、平成26年9月1日付で廃止となっておりまして、それまで協議会が所有しておりました16ミリ映画フィルムや映写機などが当市に移管されており、ここで貸し出しをするための準備が整いましたので、新たな貸し出しサービスを開始するに当たり、視聴覚機材及び障害者サービス機材の貸し出しに関する規定を整理するため、運営規則の一部改正を行うものでございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。

生涯学習担当部長（関谷 学君）

すみません。机上に現行の規則と改正後の規則の資料をご用意させていただいておりますので、あわせてごらんいただければと思います。よろしくお願いします。

教育長（私市 豊君）

それでは、質疑に入ります。

質問がありましたらお願いをいたします。

山城委員。

教育長職務代理者（山城清邦君）

視聴覚協議会が廃止になって、中央図書館が全部預かることになりましたけれども、16ミリフィルムというのは、これは定期的に例えば機械にかけてカビがついたり切れていないとか、そういったことを点検する必要があるんじゃないかなと思うのですが、膨大な数がありますよね。これ今後どのようにメンテナンスはしていったらいいのかなって、多分頭悩ませているのではないかなと思うのですが、その辺の実情はいかがでしょうか。

教育長（私市 豊君）

図書館長。

図書館長（松島 満君）

まず、お預かりしている数ですけれども、当初こちらへ移管前に699本所蔵していたものをもう既に切れているとか使えないような状況のものはじいていただきまして、667本お預かりをいたしました。社会ですとか理科ですとか、それから物語ですとかの分類になっておりまして、古いもので昭和26年ごろですか、制作されているようなもの

から、平成の初めごろまでにつくられた資料が中心になっております。古いものですので、本当に状態が余りよくないものも確かに含まれるのです。今現状は、中央図書館3階の閉架書庫のところにロッカーで保管をしているのですが、ここで除湿器を購入しまして、地下の倉庫にセッティングをしてまだ入れない状況で、環境の測定をしています。その中で除湿器を稼働させますと、湿度40%ぐらい、保存に望ましい環境に即倉庫のほうになりますもので、そのデータ取りをしまして、これから地下へ移すという予定をしております。湿度が高いと確かにカビなど生えてしまいますので、そういう配慮をしながら保存をする

と。
それから、本来年に1度ですとか、最低でも巻き戻しをして風を入れて上げるという作業がございます。それが確かに現状の図書館サービスをしている中でどこまで対応できるかというのはこれからの取り組み課題だと思っておりますが、いただいた機材等の中にそういった道具が一式入っておりますので、それを活用しながら対応させていただくことかなと思っております。保存環境の整備と現在の状況についてお話しさせていただきました。

教育長（私市 豊君）

山城委員。

教育長職務代理人（山城清邦君）

16ミリの場合には、誰もがやっていいというわけではなくて、16ミリの資格を持っていないと映写できないですね。あれは、東京都が今でも講習やっているのですかね。16ミリの映写機の資格を持っている人が高齢化していつて、だんだん先細りになっていくのではないかという気がするんですけど、資格がなくても機械になれた若い人を養成して、例えば、日の出町の校長先生、加藤先生なんか詳しく知っていらっしゃるでしょうから、時々年に何本か選んで上映して、学校の先生あるいは一般の方に上映して見ていただくとか、そういったことを風を通すことを考えながら、あるいは機械の技術を伝えながら、そういった講習会をされたらいかがでしょうか。

教育長（私市 豊君）

図書館長。

図書館長（松島 満君）

資格の件につきましては、今、東京都は公立図書館で貸し出している16ミリフィルムの資格要件を廃止いたしました。近隣では神奈川県は県立の16ミリ貸し出しするには資格要件があるということで、各市町村研修会、講習会行っているのですが、あきる野市も以前はやっていたのですが、都立図書館がなくなりましたから、講習をもうしておりません。一応この後報告させていただく16ミリの要綱の中に申込書のところに資格要件書く欄もございますけれども、それはもう以前取っておられる方は書いていただくというようなことで、技術があってかけられるよという方であれば、提供するという形でもやることを考えております。

教育長職務代理人（山城清邦君）

定期的に上映会をするとか。PRはどうですか。

図書館長（松島 満君）

今、使っておりますのは、五日市図書館のほうで映画会を行っております、その中ではいろんな物語を題材にしたような16ミリフィルムを使いまして活用させていただいております。

教育長（私市 豊君）

ほかにございます。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

今お聞きしました秋視協の旧財産なのですけども、やっとここでこの西多摩流域の各学校あるいは社会教育団体に活用されるという点で、本当によかったなと思っています。

それで、例えばこのフィルムについてかなり劣化も激しいでしょうし、そういった物理的な破損なんかも生じるでしょうし、フィルムはよく切れますよね。切れたときには、あれは直して返却でしょう。だから、その辺も各町村では技術者がいないとちょっと困りますよね。

それから、もう一つは、映写機が非常に僕は少ないのではないかなと思うのです。電球そのものももう廃番になって、売っていないというようなこともちょっとお聞きしたのですが、映写用の映写機そのものは大丈夫なのですか。

教育長（私市 豊君）

図書館長。

図書館長（松島 満君）

映写機につきましては、やはり秋視協のほうから引き継ぎをしましてお預かりしているものが6台ございます。検定といいますか、機械の保守点検をする業者さんもなかなか少ないのですが、都立図書館のほうから紹介をいただいて、今回実施をいたしました。4台を整備しまして、残り2台は部品取りとして確保させていただきまして、4台整備した中の3台を貸し出し用にするということで考えております。確かにライトですとか消耗品がもうないような状況もございますので、そんな対応をさせていただきたいと考えております。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

このフィルムについては、劣化が激しくなるということで、DVDに落とした財産はありませんか。

教育長（私市 豊君）

図書館長。

図書館長（松島 満君）

確かに劣化しているということで、この状態を保存する上ではそういう何か別の媒体にということがあるのですが、映像の著作物という関係で、著作権がございます。勝手に媒体を変えてしまうということができません。もし必要であれば、その許可を取って、別の媒体に移して、そのものを廃棄するというような必要が生じてまいります。今の段階では、フィルムをそのままお預かりして、著作権の処理が非常に難しいものですから、できるだ

け存続できるような状態にしていこうと思っております。

それから、ごめんなさい。先ほどの切れてしまう部分のご質問ですが、一応後ほど規定の中でお話をさせていただきますが、現状の状態を確認して返却をいただきながら、うちのほうでまた切り接ぎ等をしまして、今あるフィルムを何とか使えるような状況に持っていくという取り組みをさせていただく予定でございます。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

それで、先ほどDVDに落としたという財産は、全部著作権を調べあげた上で、著作権の侵害に当たらない大丈夫なものについて事務局で残してあるのではないかなと思います。私はそのように伺っておりましたので、かなり今後活用されるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

教育長（私市 豊君）

図書館長。

図書館長（松島 満君）

今実は私どもお預かりしたのは16ミリ映画フィルムのみで、秋視協で所蔵されていたDVD、それからビデオテープ等については私どものほうに引き継がれていないのです。各自治体で何しろ学校で必要なものということで、それぞれの部分で活用されておりますので、今ちょっとその所在については、申しわけございませんが、私どものほうでは把握しておりません。

教育長（私市 豊君）

ほかに。よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第5 議案第18号あきる野市図書館運営規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認することに異議ございませんでしょうか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第5 議案第18号あきる野市図書館運営規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認されました。

日程第6 報告事項1、あきる野市図書館16ミリ映画フィルム等貸出要綱の制定について、報告者は説明をお願いします。

図書館長。

図書館長（松島 満君）

あきる野市図書館16ミリ映画フィルム等貸出要綱の制定についてでございます。ただいまご承認いただきましたあきる野市図書館運営規則、そちらの改正に伴いまして、12条の内容をご説明させていただきましたように、16ミリ映画フィルム貸し出しの特例等

という項目を入れさせていただきました。これに基づきまして、フィルム、それから上映機器の貸し出しに関する必要な事項を定めさせていただく。今制定したのでと、申しわけございません、書いてございますが、今承認をいただきましたので、これから制定をさせていただきます。そのご報告になります。

主要なところだけ説明をさせていただきます。第2条、対象者でございます。もともと秋川流域の視聴覚協議会ですが、今図書館で西多摩の連携をしております。その範囲を一つ捉えまして、西多摩地区全体のさまざまな団体に対しての貸し出しという形での展開をさせていただきます予定でございます。

それから、登録手続としまして、今後、使用団体の申請をいただきまして、登録をいたします。また、登録の有効期間につきましては、1年間とさせていただきます。これは、学校、特に学級等で活用されるような場合、学年が変わっていきますので、今団体貸し出し1年で運用させていただきます。学年が変わった段階で、また登録し直しをいただいて、特に有効期間満了後2カ月以内に更新手続をして継続して使っていただけるという形をとっておりますので、必要があればそのような形で登録の更新をお願いしていきたいと思っております。

第7条、貸し出しの数及び貸出期間でございます。フィルムの貸し出しにつきましては10組以内、機材につきましては1組、貸出期間は1週間以内といたします。上映会等を実施するに当たりまして、予備も含めまして10巻あれば大丈夫ではないかという数量と、それから事前の準備等を勘案しまして1週間という期間で設定させていただきました。

利用の申し込みにつきましては、上映する会場の確保等もございますので、利用の日の属する月の三月前の初日、図書館が休館日の場合でございますので、その場合はその翌日以後の最初の開館日ということになります。それから、直近では利用の前日までの間に申し込みをいただきまして、対応をさせていただくと。

貸し出し、返却につきましては、あきる野市中央図書館所蔵で、ほかの館に配送して貸し出しという通常図書で対応しているようなことにつきましては行いません。あくまでもあきる野市中央図書館にとりに来ていただくということで考えております。また、返却のときには、先ほど触れましたが、フィルムの状態等を報告していただく、それをもって返却をするということで規定をしております。

第10条、利用上の遵守事項でございます。第1号、利用申込書に記載した利用目的以外に利用しないこと。2、営利を目標として利用しないこと。3、複製、録音を含む、または転貸をしないこと。4、上映場所は、西多摩地域とすること。ただし、館長が特に認めるときは、この限りではない。5、映写会等の運営は、登録団体の構成員が中心となってい、入場者から一切の対価の徴収またはこれと紛らわしい行為をしないこと。6、著者者人格権を侵害しないこと。

それから、12条、損害の弁償ということで、16ミリ映画フィルム等を汚損、破損または亡失をしたときは、現品または館長の指示する資料もしくはその代価をもって弁償しなければならない。かなり古いものもございます。同じものが再調達できないような状態もございますので、指定するもの、ないしはその代価ということで弁償の規定を設けさせていただきます。

書式のほうにつきましては、割愛させていただきます。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。

何か質問などがありますでしょうか。

宮田委員。

委員（宮田正彦君）

大変に興味ある資料です。最初、資料見たときはこの講習修了証というのがあったんで、これは特別な人しかできないと思っていまして、今、説明を聞いて安心したところです。団体に貸し出す、官公署、学校、幼稚園、保育所、社会教育団体または法人となっていますので、例えば、読み聞かせの団体がありますが、ああいった団体も含まれるのでしょうか。

教育長（私市 豊君）

図書館長。

図書館長（松島 満君）

団体として構成が確認できるのであれば、私どもは、なるべく多くの方にご利用いただくという考え方でございますので、逆に狭める意味ではなくて、多くの団体が活用できるようにしたいと考えております。

委員（宮田正彦君）

それと、PTAなども団体のうちに入るんですか。各学校にPTAってありますよね。

教育長（私市 豊君）

図書館長。

図書館長（松島 満君）

入ります。

委員（宮田正彦君）

あと2点なのですが、これは実際もう書庫に入っているわけですが、書庫というか、準備段階でしょうけど。目録か何かもうつくって、インターネット上で見られるとか、そういうのはできるのかというのが1つと。

あと、先ほど山城先生がおっしゃっていましたが、図書館とか、そういうところで順次映写会というか、やっていただくと楽しいと思うのですが、その辺の催しのことはいかなものでしょうか。

教育長（私市 豊君）

図書館長。

図書館長（松島 満君）

引き継ぎの段階では、表になった書類でお預かりをしたのですが、図書館ですので、通常の図書館のデータが見られる図書館の端末の中に入れ込みたいということです。ただ、ちょっと一般の方が外からはちょっと見られない形になってしまうかなと。紙媒体でこれについては出しますし、インターネットからホームページ等で確認をいただきながら見る

というような形にはなるかと思っております。その準備を進めております。

それから、映写会につきましては、特に物語につきましては五日市図書館のほうで上映させていただいております。逆に図書館のほうに映写機がなくなってしまうと困りますので、五日市は今毎回行わせていただいております。確かに機械があればこれをうちのほうの図書館で活用して見ていただくということも一つあるかなと思っておりますので、今後の状況にあわせましてそういう企画をつくっていきたいと思っております。

教育長（私市 豊君）

ほかに。よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

では、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第7 報告事項2、あきる野市図書館障害者サービス実施要綱の一部改正について、報告者は説明をお願いいたします。

図書館長。

図書館長（松島 満君）

あきる野市図書館障害者サービス実施要綱の一部改正についてでございます。ただいまご承認いただきました図書館の運営規則の一部改正に伴いまして、規則の第2条第14号及び第13条に規定する障害者サービスの内容として、障害者サービス用機材の貸し出しについて、こちらの要綱で規定する必要が生じたこと、さらに障害を理由とする差別の解消に関する法律の趣旨を踏まえまして、障害者サービスの対象等について文言の整理をする必要が生じたことから、あきる野市図書館障害者サービスの実施要綱の一部を改正いたしますので、報告をさせていただきます。

内容につきましては、こちらの対照表を見ていただいたほうがわかりやすいかと思えます。第1条のところ、運営規則の第2条第14号の障害者に対する図書館資料の提供という部分を引いておりましたが、13条のところに障害者サービスの実施について別に定める規定を入れさせていただきましたので、そこから引きまして、第1条のところ、運営規則第13条の規定に基づき障害者サービスの実施に関しという形に変えさせていただきます。

第2条の対象者でございます。もとの条文ですと、各法律に基づきます障害の項目といえますか、列举をさせていただいたのですが、差別の解消に関する法律の趣旨を踏まえまして、今、日本図書館協会のほうで対象を広げるというようなことで方針が出されております。これに基づきまして、あきる野市図書館運営規則第4条の規定により、利用者登録を行った者で、障害等により次の各号のいずれかに該当する者とする。今までの第1号、第2号がございまして、第3号にその他あきる野市図書館長が特に必要と認める者。これは上で一度削除して、下のところに号としてつけ加えるという形での改正でございます。

さらに、第4条のところです。先ほど運営規則の中で表になっておりました障害者サービスの関連機材、障害者サービス用機材の貸し出しについての規定を削除しておりますので、こちらに障害者サービスの内容の中に入れさせていただく。デジタイズ図書再生機等の

障害者サービス機材の貸し出しというのが第4条の第4号に入ります。

こちらの第4号につきましては、第5号に繰り下げるという形でございます。

それから、もともとの第8条を第9条にいたしまして、第8条に障害者サービス機材の貸し出しということで、障害者サービス機材の貸し出しは、点数を1点とし、貸出期間は3週間以内とする。ただし、館長が必要と認めるときは、その期間を別に指定することができる。2、登録者が前項の貸し出しを受けようとするときは、あらかじめ図書館に申し込まなければならない。この規定を入れさせていただいたということでございます。

以上です。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。

何か質問などがありますでしょうか。よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第8 報告事項3、あきる野市中央公民館における来館者への情報の提供に関する要領の制定について、報告者は説明をお願いいたします。

スポーツ・公民館担当課長。

スポーツ・公民館担当課長（吉岡 賢君）

それでは、本日お配りさせていただきましたあきる野市中央公民館における来館者への情報の提供に関する要領についてご説明をさせていただきます。

昨年11月にあきる野市中央公民館におけるポスター・チラシ等の取扱基準を定めまして、それに基づきまして中央公民館の来館者への情報提供を行ってまいりました。その後利用団体等からこの基準の見直し等の要望や指摘が寄せられたことを受けまして、社会教育委員の会議の中で中央公民館における情報提供のあり方について協議を重ねてまいりました。そして、このたび8月19日付で社会教育委員の会議議長より中央公民館における来館者への情報提供のあり方についての意見具申書が提出されたところでございます。市としましては、この趣旨を踏まえまして、この要領を定めたものでございます。

なお、この要領の制定に伴いまして、現行の取扱基準は廃止といたしました。

それでは、あきる野市中央公民館における来館者への情報の提供に関する要領の内容についてご説明をさせていただきます。まず、第1条の趣旨でございます。この要領につきましては、第1条に記載してありますとおり市民に多様な学習機会を提供し、市民の自発的な学習活動を支援して生涯学習を推進するため、中央公民館の来館者に対して各種の情報を提供するに当たり、必要な事項を定めるものでございます。

次に、第2条の情報提供の方法でございます。第2条では、情報の提供の方法及び情報提供する場所について定めております。

次に、第3条の提供する情報の内容についてでございます。第3条に記載のとおり、提供する情報は、市もしくは市教育委員会が作成したもの、または各種の機関もしくは団体から提供のあったポスター等とさせていただきます。

なお、次に掲げる情報の提供は行わないこととしております。(1)、営利を目的とした事業に関するもの。(2)、特定の政党の利害に関するもの。(3)、特定の宗教を支持し、または特定の教派、宗派もしくは教団を支援するもの。(4)、法令、条例等に違反し、または違反するおそれがあるもの。1号から3号までにつきましては、社会教育法第23条の中でうたわれている公民館が禁止されている3つの事項でございます。その他4号として、法令、条例等に違反し、または違反するおそれがあるものについて加えたものでございます。

次に、第4条として、ポスター等の掲示または配架の期限を、そして第5条として掲示または配架の期限後のポスター等の取り扱いについて定めるものでございます。

最後になりますが、当要領の施行日につきましては、平成28年8月19日から施行するものでございます。

説明については以上でございます。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。

質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

山城委員。

教育長職務代理者（山城清邦君）

こういう問題は、なかなか微妙な問題が生じる場合もあるのではないかなと思うのです。こういう公民館のような施設が他の市町村にもありますし、羽村市のゆとろぎなどでも、あそこは結構いろんな市民団体がいろんな活動をやっていますけれども、今回この問題を考えるに当たって、他の市町村の例などを参考にされたのでしょうか。

それと、窓口業務に絡むことですので、窓口の事務処理を行う上で窓口の担当者が困ってしまうような事態はなるべく避けたいと思うのですが、そういった点でこういった新たな方針を出した場合に、事務的な処理の上で日常的に困るような事態が起きる心配はないのかと。

それから、先ほど言いましたけども、他の市町村の公民館あるいはこういった公民館に類する施設のこういった問題に対する利用状況などはお調べになったのかなと。

2点お伺いします。

教育長（私市 豊君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（関谷 学君）

基本的には利用団体等からのチラシを置かせてくださいとか、またポスターを張らせてくださいとかいう内容につきましては、窓口で対応することが基本かなと考えております。窓口では、当然それをお持ちになった方といろいろやりとりをさせていただいて、内容の確認をさせていただいたり、ちょっと不明な部分がある部分につきましては、一旦お預かりをして、内部でまた検討したり、改めてお尋ねをしたりというようなことも場合によっては必要なかと思いますが、基本的にはそんなような取り扱いになろうかと思っております。

あと、他市町村の事例につきましては、こういった部分での規定というのを定めているのかいないのか、ちょっとわからないですけども、オープンにしているところがなかなかございません。ですので、他市の事例というのはそんなに入手なかなかできるものではなかったのですが、一部公開しているところもございましたので、その辺は中身を参考にさせていただいたりはしました。

以上です。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

教育長職務代理人（山城清邦君）

これは実務としては、例えば、どなたかが窓口にお持ちになったときに、これが何か揭示申請書とかいうような、そういったものはとらないで、その現物をもうお預かりするという、そういうことになりますか。

教育長（私市 豊君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（関谷 学君）

その点は、簡便にできるように、窓口で今のような確認をさせていただくだけで、特段手続とか、そういったものはこれまでも一切やってございません。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。ほかに。

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

今の関谷部長のお話で、窓口に持っていらした方の例えば連絡先とか、そういったものの確認は、今でもされているのですよね。

生涯学習担当部長（関谷 学君）

そうですね。それは、何か今後いろんな問い合わせですとかがあったりする場合はやりとりが必要になりますので、必要に応じてそういったものはさせていただいているかと思っています。ほとんどは、その盤面の中にその辺の情報が入っているのは多いんですけども。

委員（田野倉美保君）

チラシの中に入っているのですか。

生涯学習担当部長（関谷 学君）

はい。

教育長職務代理人（山城清邦君）

連絡先だとか。

生涯学習担当部長（関谷 学君）

ええ、そうです。書いてあるのがほとんどとなっています。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、本件は報告として承りました。

続きまして、教育長及び教育委員の報告です。

まず、私から報告をさせていただきます。お手元に配付いたしました報告の中で、8月の20日となっていますが、これ雨のために順延になりまして、21日の日曜日、五日市防犯協会少年野球大会がございました。ことしで第68回目という非常に歴史のある大会でして、ことしは増戸中、五日市中、それから平井中、大久野中と4つの中学校が参加いたしました。たしか優勝は増戸中でしたね。

それから、8月の7日の夏休み親子工作というのが体育館で行われたのですが、これは東京土建西多摩支部が主催で行っている夏休みの親子工作ということで、秋川の体育館の小体育室でやったのですが、200人から300人来まして、本当に満員の状態で私もびっくりしたのですが、木材等無料で提供して、のこぎりだとか必要ならば金づちだとか、全てない人には貸し出すという。あと、設計図の書き方だとかのこぎりの引き方だとか、本当にうまく教えますね、やっぱりプロはすごいなと思ったのですが、非常に楽しそうに親子で、夏休みの多分宿題だと思うのですが、やっていました。また来年もやるそうなのですが、私も挨拶の中で言ったのですが、場所をちょっと考えないと、本当に危ない状況なのですね。あれだけ来るとするのは、私もちょっとわからなかったのですがね。

私からは以上です。

ほかに委員さんから報告がありましたらお願いいたします。

山城委員。

教育長職務代理者（山城清邦君）

8月の19日に民生委員推薦委員会というのがありまして、これ何で民生委員が出てくるかと思われるかもしれませんが、充て職なのですね。教育委員会の教育長職務代理者として市の民生委員の推薦委員会の委員になっています。それで、民生委員のちょうど任命、更新時期でして、それで各地区何十人って新しい民生委員さんを選ばなきゃならないということで、実は大変苦労してしまして、私が2地区任されたのですが、それも自分の住まいとは全然違う小川東と小川町内会ということで、どうしようと思って、雲をつかむような話だと思ったんですが、2地区のうち1地区は何とか探してお願いできて、まだ若い40代の方でよかったと思っていますのですが、もう一地区がまだ決まりません。今途方に暮れています。充て職が今後続くでしょうから、どなたかなられる可能性がありますので、ちょうど改選時期に入ると大変な目に遭いますから、今から警告しておきますけど。

それから、23日に授業実践力向上研修会、聞かせていただいて、本当に勉強になりました。道徳が科目化されるに当たっての指導事例ということで、先ほど国語の読解力が全科目と通ずるという話でしたが、要するに道徳的な指導も各科目に共通するというお話もありましたし、そのような中、耳がそばだったのですが、日本の文科省の道徳教育の考え方というのは、ドイツの哲学者のカントの流れを汲んでいるという話をその講義中に聞いたものですから、帰りのときに改めて講師に確認したら、そうだとのことでした。それで、そういった意味では道徳教育は反動教育だとかいうような話がありますが、その講師の先生おっしゃるには今の文科省の道徳教育の思想的な流れというのは戦

前の修身とは全く違うカント、それからこれは私の推測ですが天野貞佑さんの文部大臣をされたときの流れが文科省には流れているということを聞いて、非常に驚き、またうれしくありました。そんなところでございます。

以上です。

教育長（私市 豊君）

ほかに委員さんよろしいですか。

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

山城先生がお話しされた8月23日の授業実践力向上研修会ですけれども、私も非常にいい研修会だったと思います。前半は道德教育の特性について、道德という授業の枠の中だけでなく、学校のいろんな場面で道德教育ができるのだということと、また後半では実際にワークシートを使って、どんな道德教育ができるかというのをそれぞれの方とペアを組んで実践するような場面があったりして、非常にためになったと思います。実際に私たちもその教材を見て、その教材から生徒に何をどう教えるかということから自分で考えていかなきゃいけないことがよくわかり、大変だなと思うと同時に、非常に大切な知、徳、体の三本柱の1つということで、非常に大切な教育の一つの柱になると思いますので、今後とも、先生方にはぜひ頑張っていただきたいと思います。

以上です。

教育長（私市 豊君）

ありがとうございました。

ほかよろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

ほかにはないので、教育長及び教育委員報告は終了いたします。

最後に、事務局から今後の日程等についてご案内をお願いします。

給食課長。

学校給食課長（宮崎勝央君）

申しわけございません。先ほどの議事の日程第4 議案第17号給食納付金の改定についてのご質問の回答を訂正させていただきたいと思います。申しわけございません。

給食納付金の改定についての中で、丹治委員から人件費等を含めた1食当たりの単価ということで、私先ほど700円から800円の間というふうにお答えしましたが、正しくは463円から500円の間ということで、訂正させていただきます。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

では、教育総務課長、お願いします。

教育総務課長（宮田健一郎君）

それでは、今後の日程等につきましてご案内をさせていただきます。

8月29日月曜日でございます。東京都市町村教育委員会連合会第2回理事会が午後2時30分から、理事研修会が午後3時から東京自治会館で開催されます。山城委員が理事

となっております。よろしくお願いいたします。

9月17日の土曜日でございます。秋多中学校、東中学校、西中学校、御堂中学校で体育大会、五日市中学校で運動会が開催されます。

次回、定例会の翌週、月曜日となりますが、9月26日の月曜日、屋城小学校の学校訪問がございます。午前9時に市役所を出発する予定です。よろしくお願いいたします。

最後です。次回9月の定例会でございますが、9月23日金曜日午後2時から505会議室で開催いたします。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

それでは、以上をもちましてあきる野市教育委員会8月定例会を終了いたします。

閉会宣言 午後4時50分